



分野別計画

49

重点プロジェクト

207

重点事業

行動スケジュール・基本指標

219

小山市制60周年記念事業「子どもから未来の小山」絵画部門



最優秀賞 タイトル - トキがとぶ中里に - 寒川小学校 3年 橋本 唯さん

## 分野別計画

	第 1 章	みんなで協働 市民参加の行政づくり	51
	第 2 章	着実に進める 新しい時代の行政づくり	63
	第 3 章	明日に生きる 男女が協力・子育て支援・ひとづくり	75
	第 4 章	一人ひとりの個性発揮 心と体を育てるひとづくり	85
	第 5 章	災害に強く 快適で住みよい 夢を支えるまちづくり	107
	第 6 章	にぎわい活力 元気が出るまちづくり	141
	第 7 章	豊かな大地と伝統 めぐみをはぐくむまちづくり	155
	第 8 章	水と緑に親しむ 自然とふれあうまちづくり	161
	第 9 章	未来につなぐ 地球にやさしいくらしづくり	169
	第 10 章	みんなの「絆」を大切に 安全・安心で健康なくらしづくり	179

『分野別計画』は、基本構想におけるまちづくりの目標及び施策の大綱に基づき、10の体系ごとに取り組む施策・事業を明らかにしたもので、小項目ごとに「現状と課題」、「基本方針」、「個別施策・主要事業(重点事業)」から構成されています。



小山市総合計画策定市民会議



グラウンドワーク\* 活動「中島橋平地林花壇花植え」



小山城南市民交流センター



インターナショナルフェスティバル2014



# 第 1 章

## みんなで協働 市民参加の行政づくり

### 市民参加・協働・ボランティア

#### 1-1 みんなで進める協働のまち

- 1-1-1 市民参加
- 1-1-2 ボランティア
- 1-1-3 グラウンドワーク

#### 1-2 心ふれあうコミュニティと国際交流

- 1-2-1 コミュニティ
- 1-2-2 国際交流

## 1-1-1 市民参加

### 現状と課題

少子高齢社会や核家族化の進行などの急激な社会環境の変化に伴い、ますます複雑・多様化する市民の期待や要望に対し、柔軟かつ適切に対応し市政を運営していくためには、市民の意見や意向を的確に把握するとともに、市政やまちづくりへの市民参加を図ることが重要になっています。特に、次代を担う若い世代の意向把握や市政への関心を高め、市民参加を推進していく必要があります。

このため、市政の透明性を高める情報の発信・共有化を図るとともに、市民の力を市政に積極的に生かすため、市民参画や市民協働\* のまちづくりが求められています。

また、ホームページ等の各種媒体を活用した効果的な広報・PR活動の充実と、市内の観光やイベント情報など、本市の魅力を発信することについても検討する必要があります。

### 基本方針

市民の意見や意向を的確に市政に反映するため、様々な市民参加・参画機会の充実や行政情報の公表・提供等により、市民と行政との情報共有や透明性の向上を推進します。

また、広報紙やホームページ、行政テレビ\*、SNS\*等を活用し、様々な方法で市民に分かりやすく市の情報を積極的に発信することにより、広く市政やまちづくりへの理解と関心・参加意識の高揚を図ります。

さらに、市民と行政がよきパートナーとなり、市民が主体的に市政に参加・参画し、魅力ある地域づくりを積極的に展開する仕組みを構築していきます。



地域懇談会



小山市総合計画策定市民会議

## 第1章 みんなで協働 市民参加の行政づくり【市民参加・協働・ボランティア】

## ◆ みんなが参加 みんなでつくる みんなの小山 ◆

個別施策・主要事業【●：重点】

【★：新規 ●：総合戦略 ♪：市民提案】

## 1 市民参加・参画の推進

## 1-1 広聴活動の充実

市民と行政との懇談機会の充実及び市民の声を聴取する体制を整備し、広く市民の意見を市政に反映させます。

- 市民意識調査の実施
- 地域懇談会
- 市政懇談会
- 市政モニター\* 制度
- 市長への手紙・メールの充実、市民ポストの充実

## 1-2 市民参加・参画機会の充実

市民の意見や意向が的確に市政に反映されるよう様々な分野における市民参加・参画機会の充実に努めます。また、若い世代等の意向把握や参画機会の充実に努めます。

- 各種審議会・委員会等委員の公募の推進
- 様々な分野における市民参画・市民協働\* の機会創出
- 若い世代や女性の参画機会の充実

## 1-3 パブリックコメント\* 制度の活用

政策等の立案から決定までの過程を公開し、市民の意見に対する市の考え方を公表することで、公正性の確保と透明性の向上を図ります。

- 計画策定等におけるパブリックコメントの実施・活用

## 2 広報活動と情報の共有化の推進

## 2-1 効果的な広報活動の推進

広く市民に市政への理解や関心を深めていただくため、広報紙やホームページ、行政テレビ\*、SNS\*等を活用して、市民に分かりやすい情報提供・PR活動の充実を図ります。

- 広報おやまの内容充実、ホームページの充実
- SNS等の活用
- 行政テレビ

## 2-2 情報公開の権利保障と個人情報保護

情報公開を求める権利を尊重するとともに、個人情報の適切な取扱いに努めます。

- 情報公開制度・個人情報保護制度の適正な運用

## 2-3 行政情報の公表・提供・相談体制の充実

行政情報の積極的な公表・提供に努めます。

- 情報の積極的な公表及び提供
- 市政情報コーナーの充実

## 3 市民協働の推進

## 3-1 市民協働のルールづくり

市民が主体的に行政に参加・参画できるシステムの構築について研究を進めます。

- 市政への市民参画・協働のシステム検討

## 3-2 市民協働型まちづくりの推進

市民協働型のまちづくりやNPO\*の支援等、市民活動の活性化の検討を進めます。

- わがまちげんき発掘事業
- 市民活動推進事業
- 若い世代や多様な市民活動等への支援補助事業

## 3-3 市民協働のための人材育成・ネットワーク\*の形成

市民活動を支える人材の育成と活用を図るとともに、多様な世代や団体が集まる情報交流やネットワークの場づくりを進めます。

- 学習機会の創出、人材育成・活用



## 1-1-2 ボランティア

### 現状と課題

本市では「住みよいまちづくり」を目指して、ボランティア\* のまちを「おやまブランド\*」の一つとして位置づけ、「小山市ボランティア活動推進基本計画」に基づき、各種ボランティア・NPO\* 活動を進めています。

少子高齢化等が進むなか、人との交流が希薄化し、誰もが安全で安心して暮らせる住みよいまちづくりに向けて、地域住民が主体となった取り組みが重要となっています。

魅力ある地域を形成するためには、地域自治組織やNPO、ボランティア団体の活動を活性化し、市民と行政が協働\* し、ともに地域を支えていくことが必要です。

また、市民の自主的・自発的な活動を促進し、各種団体や関係機関との連携を図りながら活動の活性化を推進していく必要があります。

### 基本方針

ボランティア活動に対する市民の関心を高め、多くの市民による積極的な活動への参加を促進し、「小山市ボランティア活動推進基本計画」に基づいた市民と行政の協働によるひとづくりや地域づくりにより、誰もが安全で安心して暮らせる地域社会の形成に向けた取り組みを推進します。

また、市民一人ひとりが、より一層自発的かつ自立した市民活動ができる環境を構築し、「市民ひとり1ボランティア」を目指します。

さらに、住みよいまちづくりを目指して、市民・団体・企業・行政が、それぞれの役割を果たし、相互に連携・協力しながら、協働によるまちづくりを推進します。



ボランティア講座「傾聴ボランティア」



ボランティア団体の交流会

第1章 みんなで協働 市民参加の行政づくり【市民参加・協働・ボランティア】

「広がれ 共に支え合い 共に生きる ボランティアのまち小山」

個別施策・主要事業【●：重点】

【★：新規 ●：総合戦略 ♪：市民提案】

1 ボランティア\* 意識の高揚

1-1 広報活動による啓発

市民のボランティア活動への参加意欲の醸成を図るイベントやボランティア活動等の広報活動を推進し、広く市民への理解と啓発を図ります。また、市民、企業、学生等の参加や活動グループづくりを促進します。

- ボランティア活動のPR・情報発信事業
- ボランティア活動への参加や団体育成の促進

1-2 きっかけとなる講座・体験学習の充実

市民がいつでも気軽にボランティア活動に取り組むことができるよう、活動への参加のきっかけとなる講座・体験学習等の充実に努め、人材の育成を図ります。

- ボランティア養成講座事業
- ボランティア体験機会と人材育成の充実

2 ボランティア活動推進のための環境整備

2-1 ボランティア活動拠点の充実

NPO\* 及びボランティア活動の拠点として、市民活動センター\*（小山町まちなか交流センター「おやま〜る」内）の更なる充実と活性化を進め、ボランティア活動の支援と推進を図ります。

- 市民活動センター活性化事業
- ボランティア・NPO等の活動・運営支援

2-2 ボランティア関係機関等との連携

社会福祉協議会\*、市民活動センター、各ボランティア関係機関、他市町村及び庁内関係各課等との情報の共有化、ボランティアコーディネーター\* による連携・ネットワーク\* 強化を図ります。

- ボランティアコーディネーター\* 連携事業

3 ボランティア人材の育成

3-1 ボランティアコーディネーターの育成

ボランティア活動に関する情報収集・提供、相談や調整等について指定管理者と連携し、専門的な知識や技術の習得などボランティアニーズ\* に的確に対応できるようボランティアコーディネーターを育成していきます。

- ボランティアコーディネーター指導育成事業

3-2 NPO法人化への支援

市民ニーズに対応したNPOの事業展開や健全な運営を支援するとともに、NPO法に基づく法人格を取得するための情報提供や相談などの支援を行います。

- NPOボランティア相談事業

4 市民協働\* 推進基本指針の策定

4-1 市民協働推進基本指針の策定

市民と行政の役割分担と連携を明確にする市民協働推進の指針となる計画を策定し、協働の理解促進、活動の推進を図ります。

- 市民協働推進基本指針の策定事業

分野別計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

### 1-1-3 グラウンドワーク

#### 現状と課題

グラウンドワーク\* 本来の意味は、「基盤、整備」ですが、本市が目指すグラウンドワークは、「小山市の豊かな自然を後世に残すための環境改善活動\* 」と位置づけています。

今後も引き続き、市民に対して広報おやま等を活用してグラウンドワークについての周知・啓発を図り、理解を深めてもらい、活動の支援を求める団体に対しては積極的な支援を行っていく必要があります。

#### 基本方針

環境を守り、育て、創造していくためには、すべての市民の「気付き・想い・行動」が必要です。このため、地域を構成している市民・企業・行政が、それぞれの「得意分野」に知恵や力を出し合い、対等な関係を保ちながら地域の環境問題・課題を解決していくことが不可欠であり、市民・企業・行政が協働\* して行う環境改善活動に関して積極的に支援を行います。



グラウンドワーク活動  
「中島橋平地林花壇花植え」



グラウンドワーク活動  
「川の一里塚・さくら広場草刈り」

## 第1章 みんなで協働 市民参加の行政づくり【市民参加・協働・ボランティア】

## ▶ あなたから始まるまちづくりをめざして ▶

個別施策・主要事業【●：重点】

【★：新規 ●：総合戦略 !：市民提案】

## 1 グラウンドワーク\* を推進する環境整備

1-1 実施団体の支援 …… 環境改善活動\* を通して持続可能なコミュニティ\* の構築を推進します。

● グラウンドワーク実施団体への支援事業  
(道路愛護推進事業、桜の里親\* づくり事業、公園愛護里親会\* 制度等) !

## 2 グラウンドワークに関する啓発の推進

2-2 広報活動による啓発 …… グラウンドワークの広報活動を推進し、広く市民への理解と啓発を図ります。

○ グラウンドワークの広報活動

## 1-2-1 コミュニティ

### 現状と課題

近年、人々の価値観やライフスタイル\* の多様化などによる人間関係の希薄化や、少子高齢化、核家族化が進み、高齢者の介護や子育てなどが大きな問題となっています。

このような地域における様々な問題を、住民が性別や世代といった垣根にとらわれることなく、相互に協力・交流・連携を図りながら共通の課題としてともに考え取り組んでいく、心ふれあうまちづくりが求められています。

地域のまちづくりの要となる組織である自治会活動の充実を図り、地域社会における自治会と各種団体との連携体制を構築するコミュニティ\* の組織づくりを推進するとともに、活気に満ちた活動の拠点となる施設の整備が必要となっています。

### 基本方針

コミュニティの必要性・重要性が再認識されている中で、地域住民間の絆やつながりを強め、心ふれあうまちづくりの実現に向け、自治会や各種団体との相互理解・適正な役割分担・連携などを含め、地域社会における多様な活動を積極的に支援するため、住民の自主性・主体性を尊重しながら、世代間交流の活性化やコミュニティの組織づくり・体制づくりに努めます。

また、「小山市コミュニティ基本計画」に基づき、地域の基幹施設として配置する公民館等の施設を、コミュニティ機能等を併せ持つ、活気に満ちた地域活動の拠点施設として整備するほか、地区公民館においてもコミュニティ活動\* の場として活用できるよう充実を図ります。



コミュニティ祭り

第1章 みんなで協働 市民参加の行政づくり【市民参加・協働・ボランティア】

「活気に満ちた心ふれあうまちづくり」

個別施策・主要事業 [●: 重点]

【★: 新規 ●: 総合戦略 !: 市民提案】

1 コミュニティ活動\* の推進

- 1-1 コミュニティ\* 意識の啓発

子どもから高齢者までの世代間交流やふれあいの場、住民同士の交流の場として、コミュニティに対する理解と連帯意識の啓発のための情報提供を行います。

○コミュニティ施設運営事業  
○自治会加入の推進、自治会活動の活性化
- 1-2 コミュニティ活動への支援

地域の様々な課題解決に取り組み、糸口を探すために、リーダー養成とともに、コミュニティ研修会を実施し、より良い地域づくりを推進します。

○コミュニティ運営事業  
○コミュニティにおける各種講座や研修会の実施・集まる機会の充実  
○コミュニティ活動への支援（イベント・スポーツ大会等ふるさとづくり支援強化）
- 1-3 施設の有効利用

文化・スポーツ・福祉活動など様々な分野において地域における交流を図るため、公民館・集会所等の既存施設を有効に活用します。

●コミュニティ施設運営事業

2 活動拠点施設の整備

- 2-1 コミュニティ施設等の整備

多面的機能を併せ持つ複合施設（桑市民交流センター周辺・大谷地区中心施設）の建設・整備充実を図ります。

●コミュニティ施設等整備事業（桑市民交流センター周辺・大谷地区中心施設）



小山城南市民交流センター



桑市民交流センター

分野別計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

## 1-2-2 国際交流

### 現状と課題

急速にグローバル\*化が進行する現代社会を生きる私達には、今後ますます、日本の基準だけにとられない広い視野や幅広い知識が求められています。特に、開催が決定した2020（平成32）年東京オリンピック・パラリンピックに向けて、我が国や地域の社会情勢は、大きく変化しています。

また、市内には約5,300人〔2015（平成27）年8月1日現在〕の在住外国人がいます。

これからは、さらに豊かな国際感覚が求められていくことから、市民による国際交流や国際協力、多文化共生の推進により、すべての人々にとって、暮らしやすい小山市を目指していく必要があります。

### 基本方針

市民が豊かな国際感覚を持って、いきいきと暮らせるまちづくりを推進するため、友好交流都市等である本溪市\*、紹興市\*、ケアンズ市\*をはじめ、様々な市民参加型の国際交流を促進するとともに、すべての人々が暮らしやすい国際感覚に溢れた魅力あるまちを目指します。

また、市民の国際理解を深め、多文化共生を目指し、国際交流活動の活発化に努めます。



国際フェスティバル2014



紹興市樹人中学校による三中訪問

# 国際交流・多文化共生で高める地域の国際化

個別施策・主要事業 [●: 重点]

【★: 新規 ●: 総合戦略 ♪: 市民提案】

## 1 国際交流・国際協力の促進

**1-1 外国都市との交流の促進** 友好交流都市等である「中国本溪市\*」「オーストラリアケアンズ市\*」「中国紹興市\*」との交流を推進します。特に海外派遣事業を通して、より多くの市民が海外に興味・関心を持つことができるように交流活動の促進と情報提供の充実を図ります。

- 友好交流都市等への海外派遣事業

**1-2 国際交流・国際協力への市民の参加促進** 市民の国際交流や国際協力を拡大推進するため、国際交流団体や通訳・翻訳ボランティア\* による交流・協力活動を推進します。

- 通訳・翻訳ボランティア登録受付

## 2 多文化共生の推進

**2-1 情報・サービス機能の拡充** 国際交流活動に関する情報提供やPRを行うとともに、外国人への多言語による生活情報等の提供や相談を実施します。

- 国際交流活動の情報提供・PRの充実
- 外国人への情報提供の充実

**2-2 市民の共生意識の醸成** 在住外国人と地域住民との交流など、異なる文化を持つ人々との相互理解を深め、地域の実情に応じた多文化共生への取り組みを推進します。

- 多文化共生への取り組みの推進
- 市民国際交流の推進（外国語教室、おやまインターナショナルフェスティバル等）
- 地域在住の外国人とのオリンピック競技観戦（開催時に各地域で実施）

## 3 国際感覚豊かな人材の育成

**3-1 国際理解の推進** 各種講座・講演会による国際理解への取り組みの充実を図ります。

- おもてなしリーダーの育成
- 外国人笑顔でおもてなし研修会の実施（各国の挨拶等の初歩的な語学、各国の文化についての学習等）
- 各種講座及び研修の充実と周知

**3-2 国際化に対応した教育の推進** 子どもの国際交流の機会づくりとともに、国際理解教育及び外国語教育の充実を図ります。

- 国際理解教育とケアンズ青年招致事業
- 小山市青年国際交流大使事業





職員意識向上研修



指定管理者制度\* を導入した生涯学習センター「ギャラリー」



事務事業評価第三者評価委員会



小山地区定住自立圏構想\* の実現に向けた中心市宣言



## 第2章

### 着実に進める 新しい時代の行政づくり

#### 行財政改革・計画推進

##### 2-1 行政サービスの向上と効率的な行財政運営

2-1-1 行・財政改革

2-1-2 行政評価

##### 2-2 定住自立圏構想の実現

2-2-1 定住自立圏構想と地域連携

##### 2-3 自立性の高い都市

2-3-1 地方創生・地方分権

## 2-1-1 行・財政改革

## 現状と課題

少子高齢化の更なる進展によって、人口減少社会\* が到来した状況下において、本市の財政においても歳入の確保は厳しい状況が続いています。また、価値観の多様化による市民ニーズ\* の高度化・複雑化や、様々な分野でグローバル\* 化が進展する社会の中において、活力ある地域社会の形成に向けた財政構造の改革が求められています。

そのため、新しい時代にふさわしい行政経営システムへの対応を進めるとともに、行政の守備範囲を見直し、様々な主体で公共サービスを担いながら、経費節減と自主財源の確保及び公共施設の適正な維持管理・長寿命化に努め、将来にわたって持続可能な自治体であり続けるため、健全で自立した行財政運営を確立していかなければなりません。

また、限られた財源の中で、多様な行政ニーズに対応するため、業務を効率的・効果的に遂行する職員の養成や、計画的に事業を推進する組織の確立が不可欠であると同時に、選択と集中による健全で弾力的な行財政運営が求められています。

## 基本方針

自立・安定した行財政運営により高品質で市民満足度の高い行政サービスを実現するため、市民の視点での業務の見直しや市民への情報発信による透明な行政運営を行い、市民サービスの充実を図ります。

また、市税をはじめとする自主財源の確保と経常経費\* の抑制、公共施設の適正な維持管理・長寿命化を図るとともに、優先度による実施事業の選択及び主要事業に対する予算の計画的・重点的配分に努め、増大する行政需要に弾力的に対応できる財政基盤の確立を目指します。

さらに、市民・NPO\* ・企業等の多様な主体との協働\* 、新しい公共\* の仕組みづくりを推進するとともに、多様な主体・手法による公共サービスの提供や、職員の意識改革と組織の活性化により職員力の向上を図ります。また、ICT\* を活用して「市民」「行政事務」「ICT基盤」の3つの視点から、「市民サービスの利便性向上」「行政事務の効率化」「ICT環境の整備」及び「ICTを利活用できる人材育成」を推進します。



職員意識向上研修



指定管理者制度\* を導入した生涯学習センター「ギャラリー」

## 第2章 着実に進める新しい時代の行政づくり【行財政改革・計画推進】

## ● 分権社会に対応した創造的な行政経営をめざして ●

個別施策・主要事業 [●: 重点]

【★: 新規 ●: 総合戦略 !: 市民提案】

## 1 市民満足度の向上

- 1-1 市民サービスの充実・行政運営の品質向上 行政運営の品質向上により市民満足度の高い行政経営を推進します。

○ 行政経営品質向上活動事業

## 2 市民サービスの利便性向上

- 2-1 マルチコピー機\* による証明書の交付 コンビニ用のマルチコピー機を庁内に設置し、住民票・印鑑証明書などの取得を可能にし、市民の利便性の向上を図ります。

● マルチコピー機証明書交付事業 ★

- 2-2 証明書手数料の電子マネー\* 決済 各種証明書の交付手数料について、電子マネーによる決済を可能にし、市民の利便性の向上を図ります。

● 証明書手数料電子マネー決済事業 ★

- 2-3 オープンデータ\* ・ビッグデータ活用の推進 行政データの公開ルールを検討し、オープンデータの標準形式に従った公開を行います。また、オープンデータの活用を促す施策を実施します。

○ 行政データのオープンデータ公開事業 ★

## 3 将来に渡り持続可能な行財政運営の確立

- 3-1 財源の確保 国・県補助金の積極的な活用、計画的な地方債借入と低利資金の活用、使用料・手数料の適正化、市税の適正化・公平課税の推進とともに、口座振替、コンビニ・クレジット・ペイジー収納\* 等による収納機会の充実強化を図り、市税確保の推進を図ります。

● ふるさと納税\* 推進事業 ★  
● 市税確保対策事業  
○ 税外未収金対策事業

- 3-2 計画的な財政運営 経常経費\* の抑制と投資的経費\* の確保、財政調整基金の確保、歳入に見合った事業計画、市債残高の削減に向けた取り組みにより計画的な行財政運営を図ります。 !

● 中期財政収支見込の更新 !

- 3-3 計画行政の推進 本市の将来計画である総合計画の策定と計画的、効率的、効果的な行政の推進のため、進捗状況の管理を行います。 !

○ 総合計画策定事業  
○ 総合計画実施計画策定事業

## 4 市民と行政の協働\*

- 4-1 市政の透明性の向上 行政情報を積極的に公表・提供するための基準の運用の徹底を図ることにより、市政の透明性を確保し、市民の市政に対する理解と信頼を深めます。また、インターネット\* 等を活用した市民に分かりやすい情報提供に努めます。 !

○ ホームページの充実 !

- 4-1 多様な主体との協働 市民・NPO\* ・企業等多様な主体との協働、新しい公共\* の仕組みづくりを検討します。

○ ボランティア\* 推進事業

個別施策・主要事業 [●: 重点]

【★: 新規 ●: 総合戦略 !: 市民提案】

## 5 新しい時代に即した人材育成・管理の適正化

### 5-1 職員の資質向上・能力開発

意識改革に効果的な職員研修を実施し、職員の能力開発を行うとともに、自己啓発意欲を促進し、人材の育成を図ります。また、専門性を必要とする業務については、研修の充実による専門的職員制度や、民間人材の登用について検討します。

○ 職員意識向上研修

### 5-2 計画的な定員管理の推進

新たな課題への対応や権限委譲等を勘案し、適正な人員配置及び組織改革を行います。

○ 定員適正化計画に基づく人員管理  
○ 庁内横断的な組織体制の構築・関係各課の連携強化

## 6 効率的な組織・行政運営

### 6-1 公共施設・事業の民間委託等の推進

すべての業務において行政が直接行う必要性を再確認し、行政と民間等が連携した多様な主体・手法による公共サービスを提供し、経費の節減と市民サービスの向上を図ります。

● 民間委託等推進計画の策定

### 6-2 公共施設等の総合的・計画的な管理の推進

市民が将来にわたって公共施設等を安心・安全に利用できるように、長期的な視点のもと、更新・統廃合・長寿命化などを総合的・計画的に行い、最適な配置を実現します。

● 公共施設マネジメント推進事業  
○ 地方公会計に基づく固定資産台帳整備事業  
○ 庁舎整備計画の策定

### 6-3 個人番号（カード）\* の利用促進

国の施策を踏まえ、個人番号カードの発行促進や個人番号の利用方法を検討し、行政事務の効率化及び市民サービスの向上を図ります。

● 個人番号（カード）利用促進事業

## 7 最適なICT\* 環境の整備

### 7-1 災害時ICT分野の行政サービス継続（ICT-BCP）

災害や不測の事態において優先的に業務継続する必要があるシステムを洗い出し、ICT業務継続計画を策定し、最小限の被害に抑え、早期の業務復旧ができるように努めていきます。

○ ICT業務継続計画策定

### 7-2 情報システムの最適化

システム調達における業務効率化やシステムのライフサイクルコスト\* 圧縮を図るために、調達ガイドライン\* を策定し、情報システムの調達方式の標準化を推進します。

● 調達ガイドライン策定

### 7-3 情報セキュリティ\* の強化

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の施行やスマートフォン\* の普及など情報技術の進歩に伴い、個人情報保護に配慮した管理体制や情報セキュリティの強化を行います。

○ 情報セキュリティポリシー改訂実施

第2章 着実に進める新しい時代の行政づくり【行財政改革・計画推進】

分野別計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

平成28年度当初予算案

- 自動車取得税交付金 0.2%
- 地方特例交付金 0.3%
- 利子割交付金 0.1%
- 配当割交付金 0.3%
- 交通安全対策特別交付金 0.0%
- 株式等譲渡所得割交付金 0.3%
- ゴルフ場利用税交付金 0.0%
- 地方譲与税 0.9%

- 地方交付税 2.4%
- 地方消費税交付金 5.3%

- 使用料および手数料 0.7%
- 財産収入 0.2%
- 繰入金 0.6%
- 寄付金 0.2%

- 分担金及び負担金 1.2%
- 繰越金 1.3%

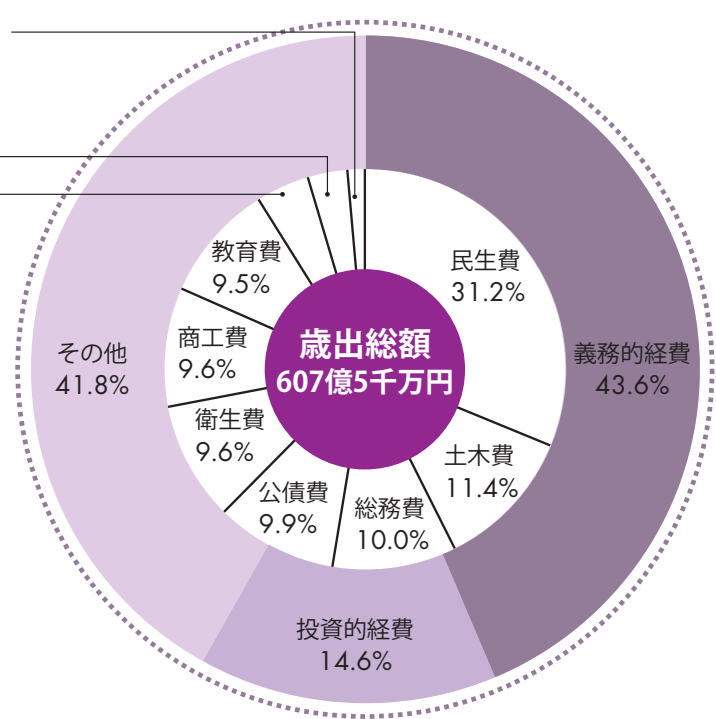
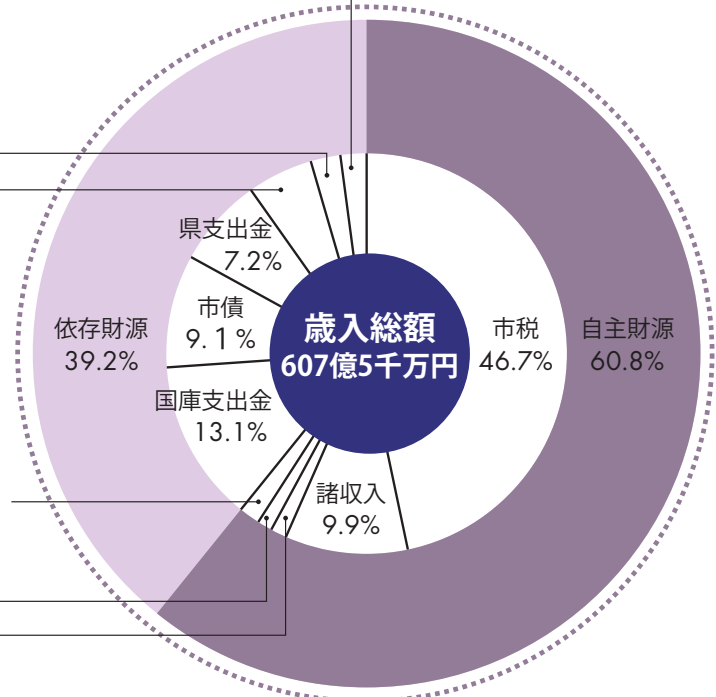
- 議会費 0.7%
- 労働費 0.6%
- 予備費 0.0%
- 災害復旧費 0.0%
- 諸支出金 0.0%

- 消防費 3.2%
- 農林水産業費 4.3%

その他  
2.1%

その他  
1.7%

その他  
1.3%



## 2-1-2 行政評価

## 現状と課題

高度化・多様化する市民ニーズ\* に対応するためには、限りある行財政資源を有効に活用することが求められています。

本市においても、より低いコスト\* でより高い成果の行政サービスを提供することが課題となっており、効率的な行財政運営を実現するためには、すべての職員が仕事に対して常にコストや成果を意識することが重要です。このため、職員一人ひとりの仕事に対する価値意識を高め、市民に対する説明責任（アカウンタビリティ\*）を果たすため、行政評価システム\* を導入しています。

今後も、地方分権の進展に伴う自主性・自立性の拡大や厳しい行財政状況に的確に対応し、本市の更なる発展を推進するためには、最小の経費で最大の効果をあげられるよう「選択と集中」により、効果的で効率的な行政運営を行っていく必要があります。

## 基本方針

限りある財源を有効に活用しながら、行政サービスの質を向上させていくためには、事業を計画（PLAN）し、その事業がどれだけの予算で、どれだけの事業を実施したか（DO）に加え、仕事を振り返って評価（CHECK）し、評価した結果を次年度の予算編成や事業執行に反映（ACTION）していくことが重要です。このPDCAサイクルを取り入れ、事務事業のコストや成果を把握し仕事に対する価値意識を高め、「選択と集中」や「成果志向」の視点に基づく「行政経営」の仕組みの充実を図ります。

さらに、成果指標等を先進自治体と比較検討することにより評価の根拠を明確化し、行政評価システム自体を市民にもわかりやすいものにするすることで、市民に対する説明責任を果たせるよう努めていきます。

そのためには、市民がどのような説明を求めているかを把握し、評価の内容が適切であるかどうかを検証していくことが大切なことから、事務事業評価結果の公表や、市民・学識経験者の参加による第三者評価の活用を推進していきます。

また、指定管理者制度\* 導入施設の適正な管理運営と透明性を確保するため、指定管理者に対する評価・モニタリング\* を充実し、利用者の満足度向上を図ります。



事務事業評価第三者評価委員会

第2章 着実に進める新しい時代の行政づくり【行財政改革・計画推進】

● 職員の価値意識の向上と透明性の高い行財政運営をめざして

個別施策・主要事業 [●: 重点]

【★: 新規 ●: 総合戦略 ♪: 市民提案】

1 行政評価システム\* の推進

- 1-1 行政評価システムの推進 : 「より少ない経費で、より高い効果を得る」効率的で質の高い行政サービスの提供を実現するとともに、職員の仕事に対する価値意識を高め、事業計画や業務改善、予算編成などへの活用を図ります。

● 行政評価システム推進事業

2 透明性・客観性・信頼性の向上

- 2-1 市民満足度の向上 : 事務事業評価の指標にベンチマーキング\* を導入し評価の根拠を明確にすることや、市民や学識経験者等の第三者の評価や意見を加えることにより、職員の意識改革や経費節減を図るとともに、より市民ニーズ\* に対応した事務事業の改善を図ります。

● 事務事業評価における第三者評価の推進  
○ 行政評価制度運用の強化  
○ 行政評価等に関する市民への情報提供の充実

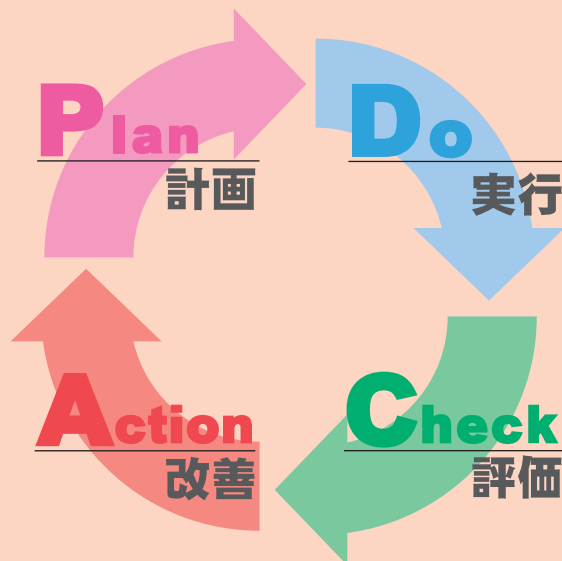
- 2-2 民間委託の監視・評価 : 公共施設の管理運営を行う指定管理者\* に対する評価・モニタリング\* を充実し、施設の適正な管理運営と透明性を確保し、利用者の満足度向上を図ります。

○ モニタリング体制の充実

事務事業評価のマネジメントサイクル (PDCA サイクル)

PDCA サイクル (計画→実行→評価→改善→計画→・・・) に基づく評価の実施

- 1 事業計画表 [ Plan シート ]
  - 事業内容の計画
- 2 事業活動表 [ Do シート ]
  - 事業の属性 (事業名・担当課等)
  - 事業の内容 (目的・対象・手段・意図)
- 3 事業評価表 [ Check シート ]
  - 実績の個別事後評価 (必要性・妥当性・効率性・有効性)
  - 全体事後評価
- 4 事業改善表 [ Action シート ]
  - 事業の改善策
  - 事業の環境
  - 事業の方向性





## 2-2-1 定住自立圏構想と地域連携

### 現状と課題

今後、人口減少、少子・高齢化の一層の進行が見込まれる中、基礎自治体では、全ての行政サービスを単独で行う行政運営からの転換を図り、一定の圏域における相互連携により、活力を維持し、役割を果たしていくことが必要となってきました。

本市では、既に小山広域保健衛生組合\* によるごみ処理・し尿処理・夜間休日急患診療等の事務、文化・スポーツ施設の相互利用などの連携事業を実施しています。また、2014（平成26）年10月に茨城県結城市と友好都市盟約を締結し、さらに、2015（平成27）年6月には下野市、野木町、茨城県結城市と連携する「定住自立圏構想\*」の実現に向けて「中心市宣言」を行いました。

今後は、住民サービスの更なる向上のため連携の拡大を図るとともに、本市及び近隣地域の特性や資源等を生かした地域振興・活性化に取り組むことが求められています。

### 基本方針

社会経済状況の変化に伴い多様化・広域化する行政課題に対応するため、隣接する自治体間の相互連携により、機能を補完し役割分担することで、活力ある圏域の形成を図る小山地区定住自立圏構想を推進します。

特に本市及び近隣地域が有する貴重な地域資源である渡良瀬遊水地や本場結城紬\* の活用による地域振興、東京圏に近接する優位な立地利便性や豊かな自然、歴史や文化を生かした取り組みにより、圏域の経済発展と定住促進を図ります。

## 1 安全・安心な生活機能及び教育・文化の連携

### 1-1 医療体制等の連携

夜間休日急患診療所や保健・医療・福祉施設の相互連携など、広域的な連携強化を図ります。

- 救急医療体制の充実強化
- 地域医療ネットワーク\* の連携強化
- 新小山市民病院を核とした圏内医療機関との連携支援



### 1-2 教育・文化環境の連携

図書館ネットワークや文化・スポーツ施設の相互利用などにより、市民の利便性向上と教育・文化の交流を図ります。

- 公共施設等共同利用ネットワークの拡大
- 小山市民及び市内在勤者、友好都市に住所を有する者の小山市立文化センター使用料の減額
- 中学生スポーツ交流事業
- 総合的な学習の時間における地域学習（渡良瀬遊水地・本場結城紬・琵琶塚\*・摩利支天塚古墳\*等）の受け入れ
- 小中学生芸術作品相互展示事業
- ファミリー・サポート・センター\* 利用エリアの拡大
- 本場結城紬着心地体験事業



### 1-3 循環型社会\* に向けたネットワーク形成

広域的なごみ処理やし尿処理を行うとともに、循環型社会に向けた環境リサイクル\* の共同処理及び3R\* 推進を検討します。

- 小山広域クリーンセンター\* の運営

第2章 着実に進める新しい時代の行政づくり【行財政改革・計画推進】

地域資源を活用し 豊かな暮らしをつくる都市間連携

個別施策・主要事業 [●: 重点]

【★: 新規 ●: 総合戦略 !: 市民提案】

分野別計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

1-4 広域防災体制の整備

災害時等における関係市町との相互協力や合同訓練の実施など、広域的な防災体制の整備を推進します。

- 広域防災体制の連携強化
- 消防救急体制の連携強化



2 地域資源等を生かした地域振興・活性化

2-1 地域連携による地域振興・活性化

渡良瀬遊水地や本場結城紬\* 等の活用・振興を核として、近隣市町との連携による地域振興・活性化を図ります。

- 渡良瀬遊水地の保全及び賢明な活用
- 本場結城紬の活用（結城市との連携事業）
- 新4号国道沿線の工業団地開発に関する連携推進



2-2 広域的な観光振興の推進

近隣市町との連携により、自然・歴史・文化等の地域資源を活用した広域的な観光ネットワーク\* の形成を推進します。

- 地域資源を活用した観光振興
- 広域観光（観光資源の相互PR、観光コースの設定）の推進



3 地域間ネットワークの形成

3-1 道路ネットワークの形成

利便性の高い地域を形成するため、広域的・体系的な道路交通ネットワークの形成を推進します。

- 各市町間道路整備促進協議会の開催（栃木市、下野市、野木町、結城市）及び周辺市町間道路整備の促進
- 地域間連携道路整備事業



3-2 地域公共交通の連携

利便性の高い地域を形成するため、近隣市町と連携しながら、コミュニティバス\*・循環バス路線網の充実を図ります。

- コミュニティバス運行の連携推進



3-3 地域情報の連携

関係市町と連携した広域的な広報や地域情報等の提供、情報通信網を活用した地域防災システムの整備等、行政サービスの利便性向上を図ります。

- 地域情報の連携検討

4 広域連携の充実・強化

4-1 定住自立圏構想\* の推進

近隣市町との相互連携により、機能を補完し役割分担しながら、活力ある圏域を形成し定住促進を図るため、定住自立圏構想を推進します。

- 小山地区定住自立圏共生ビジョン策定



2-3-1 地方創生・地方分権

現状と課題

日本の人口は2008（平成20）年をピークに減少局面に転じ、今後加速度的に進行することが予想されており、人口減少によるまちの賑わいの減少や経済の衰退、地域力の低下、社会保障関係の負担増、子育てや介護・福祉への影響、行政サービスの低下など、マイナス面の影響の増大が懸念されています。

人口減少や少子高齢化が急速に進行する中、国は、地方が成長する活力を取り戻し、人口減少を克服することを基本目標に掲げ、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、地方創生\* の取り組みを推進しており、この取り組みを真に実効性のあるものにしていくためには、地方が自らの判断と責任のもと、実情に応じた個性あふれる施策が展開できるようにすることが重要です。

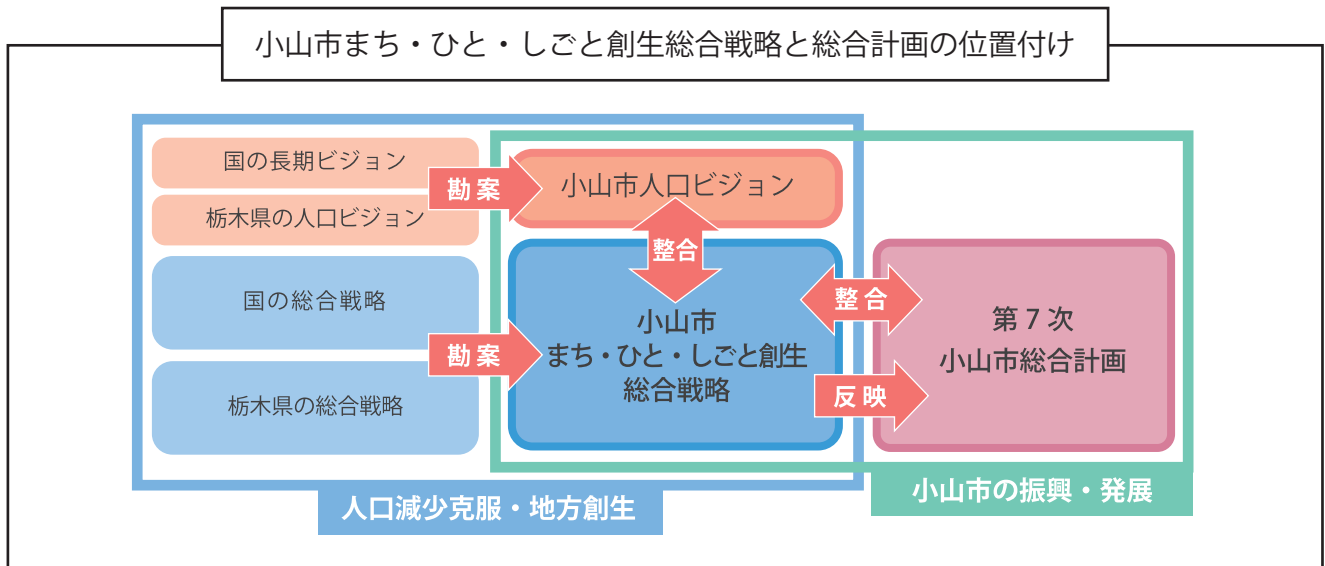
また、地方が創意工夫により、それぞれの地域の特性に応じた課題解決を図るためには、自主性・主体性を発揮できる枠組みづくりが不可欠であることから、権限委譲や税財源配分等をはじめ、さらなる地方分権改革の推進を図ることが求められています。

基本方針

急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある小山市を維持するため、「小山市人口ビジョン\*」及び「小山市まち・ひと・しごと創生総合戦略\*」に基づき、新たな雇用や人の流れの創出、結婚・出産・子育ての希望の実現、持続可能な地域づくりを推進します。

また、市が自らの判断と責任において地域の実情に沿った行政運営ができるよう、地方分権改革に関する「提案募集方式」において、市の提案の実現に向けた取り組みを推進するとともに、国・県に対しては権限移譲に関する地方税財源の充実確保を求めていきます。

さらに、地域の実情に即した条例の制定や事務執行体制の整備、広域圏域制度の調査研究、移住・定住を促進するためのシティプロモーション\* の推進などによる魅力的なまちを創生するための施策を展開し、社会の変化に対応した質の高い行政サービスの提供と、自主性・自立性の高い行財政改革の一層の推進に努めます。



第2章 着実に進める新しい時代の行政づくり【行財政改革・計画推進】

● 活力を失わず、いきいきと暮らせる社会をめざして

個別施策・主要事業 [●: 重点]

[★: 新規 ●: 総合戦略 !: 市民提案]

1 まち・ひと・しごと創生の推進

- 1-1 産業の振興による新たな雇用の創出 : 産業の振興により新たな雇用の創出を推進するとともに、地場産業の育成・振興により、地域の活性化を図ります。

● 小山の農畜産物を使用したアグリビジネス\* 創出の支援 ★●!  
○ 工業団地開発推進事業 ★●

- 1-2 新しい人の流れの創出 : 本市の優れた地域資源を活用し、観光地化を進め、交流人口の拡大に努めるとともに、転入希望者の視点に立ち、移住・定住の受け皿となる環境を整えます。 !

● 渡良瀬遊水地の観光地化の推進 ★!  
● 本場結城紬\* による観光まちづくりの推進 ★!  
● 転入勤労者等住宅取得支援補助金交付事業 ★●!

- 1-3 結婚・出産・子育ての希望の実現 : 出会いから結婚・妊娠・出産・子育てに至るライフステージ\* に応じた切れ目のない支援を通して、若者の希望を叶えます。 !

● 婚活サポーター\* 認定事業 ●!  
● 子育て世代包括支援センター\* 設置 ★●!  
● 認定こども園\* への移行推進・民設民営による保育園整備事業 ★●!

- 1-4 持続可能な地域づくり : コンパクトシティ\* の推進、良好な居住環境の創出、健康づくりの推進、医療環境の充実、地域コミュニティ\* づくり、災害に強いまちづくり、定住自立圏\* の推進などにより、持続可能な地域づくりを進めます。

● ロUBLEビルを中心とした駅周辺地区の賑わい創出事業 ★●!  
● 小山地区定住自立圏共生ビジョン策定 ★●!

2 地方分権改革への対応

- 2-1 地域分権改革に対応した行政経営システムの確立 : 「提案募集方式」により、市の提案の実現に向けた取り組みの推進や、移譲される事務の実情に即した条例の制定や執行体制の整備などを進めます。 !

○ 社会情勢や地域特性に応じた先進的施策の推進 !

- 2-2 権限移譲に見合った地方税財源の充実・確保 : 権限委譲や事務量の増大に見合った地方税財源の充実・確保に関する国・県への要望活動を行います。 !

○ 権限移譲の推進

3 移住・定住プロモーションの推進

- 3-1 移住・定住プロモーションの推進 : 本市の特性や魅力、施策を市内外に発信するなど、移住・定住を促進するプロモーション活動を推進します。

● 移住・定住プロモーション事業 ★●

分野別計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章



保育所の民設民営化事業



子育てひろば



おやま生まれのオレンジリボンたすきリレー



小山市女性職員開運塾



## 第 3 章

### 明日に生きる 男女が協力・子育て支援・ひとづくり

#### 次世代育成・男女共同参画

##### 3-1 とともに明るい家庭を築けるまち

###### 3-1-1 結婚・家庭づくり支援

##### 3-2 未来を担うおやまっ子育成

###### 3-2-1 子育て支援

##### 3-3 とともに輝き明日を創る男女共同参画

###### 3-3-1 男女共同参画社会

### 3-1-1 結婚・家庭づくり支援

#### 現状と課題

本市においても、少子化や核家族化が進行しており、共働き世帯の増加など、仕事と子育ての負担の増大や不安定な雇用情勢などの経済的状況などから、晩婚化や非婚化が進み、夫婦が希望する子どもの出生数を叶えることができない要因と考えられています。

このような状況から、若い世代が、希望どおり結婚・出産し、子育てをしながら、豊かな家庭を築ける環境づくりが求められています。

#### 基本方針

若い世代が、希望どおり結婚・出産・子育てをすることができるよう、出会いから結婚・妊娠・出産・子育てに至る切れ目のない支援を推進します。

また、男女がともに支え合うことを大切に、家庭を築き、子育てと就労を両立させることができるよう、仕事と生活の調和を図るワーク・ライフ・バランス\* の取り組みを推進するとともに、次代を担う子どもたちが、命の育みと尊さを学ぶ機会の充実を図ります。



第3章 明日に生きる 男女が協力・子育て支援・ひとづくり【次世代育成・男女共同参画】

「若者の夢や希望を叶えられるおやま」

個別施策・主要事業 [●: 重点]

【★: 新規 ●: 総合戦略 ♡: 市民提案】

1 結婚・妊娠・出産・子育てに至る切れ目のない支援

1-1 結婚活動応援事業の推進

少子化による若年層の減少、未婚率の上昇などによる婚姻数の減少などが、少子化の要因の一つと捉え、結婚に関するイメージアップや結婚を考えている男女の出会いの機会を広げるために、関係団体等と連携した情報の提供や出会いの場の創出を行います。

- 婚活サポーター\* 認定事業
- 開運おやま DE 愛（出会い）事業
- 婚活サポーター結婚応援相談窓口の設置
- 結婚セミナーの開催
- 結婚活動応援事業の情報提供・支援の充実



1-2 妊娠・出産に関わる経済的負担の軽減

こども医療費や妊婦検診・不妊治療費の助成、出産祝金支給など、妊娠・出産における経済的負担の軽減を図ります。

- こども医療費助成事業（18歳まで対象年齢拡大）
- 妊産婦医療費助成事業
- 不妊・不育症治療費助成事業
- 出産祝金支給事業
- 妊産婦一般健康診査助成事業
- 養育医療費給付事業



1-3 周産期\*・小児医療の充実

安心して妊娠・出産・育児ができるよう、不足している市内産婦人科の整備支援や、周産期・小児医療の充実に努めます。

- 周産期・小児医療体制の整備充実



1-4 妊娠・出産・子育てにおける切れ目のない支援

妊娠期から育児期にわたるまでの母子保健や育児に関する相談に応じ、子育て世帯の安心感が得られるよう、相談体制の充実に努めます。

- 子育て世代包括支援センター\* 設置
- 産後ケア事業\*
- 産前・産後サポート事業\*
- 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
- 乳幼児健診・相談事業
- 母子手帳交付時における妊婦支援事業
- 絵本とふれあうしあわせ（絵本とこんにちは）事業



2 互いを支え合える社会づくり

2-1 男性の家庭参画への支援

男性の家事・育児・介護等への参画に向けた支援や男性の仕事中心な意識の改善に向けた啓発を行い、男女がともに、お互いを助け合いながら仕事や家庭生活を分かち合えるよう、男性の家庭参画を支援します。

- 男性の積極的な家事・育児・介護等への参画の促進
- 男性の仕事中心な意識の改善に向けた啓発



2-2 命の育みと尊さを学ぶ機会の充実

子どもたちが命を育むことや家庭を築くことに夢と希望を持てるよう、命の育みと尊さを学ぶ機会を充実します。

- 命の授業
- 思春期保健事業（「中学生ピア・カウンセリング\* 事業」「思春期保健講座」）



分野別計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章



### 3-2-1 子育て支援

#### 現状と課題

本市の総人口は増加を続けていますが、15歳未満の年少人口は年々減少し、2014（平成26）年の総人口に対する割合は14.0%となっており、2014（平成26）年の合計特殊出生率\*も1.47と低い水準にあって、少子化が進行しています。少子化の背景としては、晩婚や非婚化、仕事と子育ての負担感の増大などとともに、核家族化や不安定な雇用情勢など経済的自立が難しいことも要因と考えられています。

このような状況を踏まえ、子育て環境の整備、子育て支援策の具体化に際しては、子どもの視点等に根ざした社会全体による子育て支援、仕事と生活の調和実現、すべての子どもと家庭への支援など、新たな視点からの取り組みが必要となっています。

#### 基本方針

市町村には、子ども・子育て支援の実施主体として、質の高い幼児期の教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に推進し、ニーズ\* に応じた制度・サービスの充実を図ることが求められています。

本市では、「元気に安心して暮らせ、育む喜びを感じるまち おやま」を基本理念とするとともに「子育てをしているすべての親が安心して子育てを楽しむために」「働きながらもゆとりをもって子育てをするために」「命を育むことに夢と希望を持てる親となるために」を基本視点とし、全ての子どもや子育て家庭を対象に、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障し、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。



城東保育所



保育所の民設民営化事業

第3章 明日に生きる 男女が協力・子育て支援・ひとづくり【次世代育成・男女共同参画】

「元気に安心して暮らせ 育む喜びを感じるまちおやま」

個別施策・主要事業 [●: 重点]

【★: 新規 ●: 総合戦略 ♡: 市民提案】

1 幼児期の教育・保育の一体的提供及びその推進体制の確保

<p>1-1 認定こども園* への移行推進</p>	<p>「子ども・子育て支援新制度」のスタートに伴い、幼稚園と保育所の良さを併せ持つ「認定こども園」を計画的に普及させ、教育と保育を一体的に受けられる環境を整備することで保育の場を増やし、待機児童等の減少を目指します。</p> <p>● 認定こども園への移行推進</p>
<p>1-2 保育所整備計画の推進</p>	<p>小山市保育所整備計画に基づき、公立保育所の統廃合や民営化を含めた公立保育所の整備を推進し、さらに公立保育所の整備に伴う保育ニーズ*の確保のため、民間による新規保育園の整備を併せて進めます。これにより、多様な保育ニーズに応じた保育環境・サービスの充実に努めます。</p> <p>● 民設民営による保育園整備事業 ● 公立保育所民設民営化事業 ○ 保育士等就業奨励金交付事業 ○ 保育士等就職支度金交付事業</p>
<p>1-3 幼児教育支援</p>	<p>幼稚園・保育園（所）と小学校の円滑な接続に向け、公開授業、公開保育等を行い、連携の強化を図るとともに、学識経験者や幼児教育関係機関などの委員で構成する審議会において、幼児教育について教育委員会への諮問等を行います。</p> <p>● 幼児教育連絡協議会 ● 幼児教育振興審議会</p>
<p>1-4 幼稚園・保育園（所）への入園等に対する経済的支援</p>	<p>幼稚園・保育園（所）の入園・通園における経済的負担の軽減を図ります。</p> <p>○ 私立幼稚園就園奨励金交付事業 ○ 私立幼稚園入園料助成事業 ○ 私立幼稚園第3子以降保育料助成金 ○ 保育園（所）での多子軽減・第3子以降保育料免除事業</p>
<p>1-5 幼稚園での預かり保育の実施</p>	<p>通常の保育時間終了後や夏休み等の長期休業における預かり保育を行います。</p> <p>● 私立幼稚園等一時預かり* 助成事業 ○ 認定こども園等一時預かり事業</p>

分野別計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

個別施策・主要事業 [●: 重点]

【★: 新規 ●: 総合戦略 !: 市民提案】

## 2 地域における子育て支援サービスの推進

### 2-1 小児救急医療の充実

かかりつけ医を持つことや緊急時の適切な受診について、保護者に情報提供・啓発を行うとともに、夜間休日急患診療所等における一次救急及び小児二次救急医療体制の整備・充実を行い、いつでも安心して救急医療が受けられるよう努めます。

- 小児救急医療の充実
- 在宅当番医制事業
- 小児二次救急医療支援事業



### 2-2 子育て支援総合センターの充実

子育てに関する多様なニーズ\* に対応し、複合施設としての機能を生かした利用しやすい事業運営とサービスの充実を図ります。

- 子育てひろば事業\* (常設)
- 子育て支援総合相談事業 (子育て支援相談室ほほえみ)
- ファミリー・サポート・センター\* 事業
- 一時預かり\* 事業



### 2-3 地域における子育て支援サービス・ネットワーク\*の推進

親子が集い、交流や仲間づくり、育児相談が気軽にできる場を充実させるとともに、各種媒体や関係機関を通じた子育て支援情報の提供や社会全体での子育て支援を啓発します。

- 子育てひろば事業 (特設)
- 地域子育て支援 拠点事業
- 子育て支援情報配信事業 (サイト・アプリ\* の導入、おやま子育てネットの充実・子育て情報誌等による情報提供)



### 2-4 妊娠・出産・子育てにおける切れ目ない支援

妊娠期から育児期にわたるまでの母子保健や育児に関する相談に応じ、子育て世帯の安心感が得られるよう、相談体制の充実に努めます。

- 屋内子どもの運動遊び場「キッズランドおやま」の設置
- 赤ちゃんの駅\* 設置



## 3 子どもに関する専門的な知識や技術を要する支援と連携

### 3-1 ひとり親家庭の自立に向けた支援の充実

ひとり親家庭に対する子育ての経済的支援や就業支援を行います。

- 児童扶養手当
- 遺児手当
- ひとり親家庭医療費助成事業
- ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業
- ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業
- ひとり親家庭への就業支援
- 母子父子自立支援員兼婦人相談員による相談
- ひとり親家庭ファミリー・サポート・センター利用料助成事業
- ひとり親家庭学童保育料助成事業



### 3-2 援護が必要な子どもへの支援の充実

栃木県県南児童相談所など関係機関や専門家等と連携して、児童虐待等に対する予防啓発運動と早期対応の充実を行います。

- 要支援児童生活応援事業
- 家庭児童相談
- 要保護児童等対策地域協議会
- オレンジリボンキャンペーン\* 事業



第3章 明日に生きる 男女が協力・子育て支援・ひとづくり【次世代育成・男女共同参画】

個別施策・主要事業 [●: 重点]

【★: 新規 ●: 総合戦略 ♡: 市民提案】

4 次代を担う子どもの健全育成事業の推進

4-1 子育てに関わる経済的負担の軽減

次世代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援する観点から、安心して子どもを育てられるよう中学3年生までの子どもを対象に児童手当を支給します。また、こども医療費助成（高校生まで）や子ども3人以上の多子世帯児童手当・医療費助成の拡充、チャイルドシート貸出・支援制度等に向けた検討を進めます。

- こども医療費助成事業（18歳まで対象年齢拡大）
- 予防接種費無料化・助成事業
- 児童手当事業の拡充
- 養育医療費給付事業

★ ● ♡

4-2 学童保育等の充実

放課後、就労などにより留守家庭となる児童に対する家庭的な居場所の確保及び幼稚園・保育園（所）で実施している事業との連携並びに小学校余裕教室等の活用への取り組みを行います。

- 放課後児童健全育成事業\*（学童保育専用施設の整備・運営推進）
- 病児・病後児保育事業（年齢拡大・施設拡大）
- 学童保育延長ステーションの設置
- 放課後等デイサービス\* 事業（障がい児放課後生活支援）

● ● ● ★ ● ★ ●

4-3 児童センター等の機能充実

児童に健全な遊び場を提供し、個性的・集団的な指導を通じて、体力の増強と豊かな情緒を育むことを目的に機能を充実します。

- 児童センター事業

4-4 こどもの国整備

思川流域に自然とふれあう憩いの場・レクリエーション\* 施設等の整備を図ります。

- こどもの国整備推進事業

★ ●

5 子どもの貧困対策の推進「子どもの貧困撲滅5か年計画」

5-1 子どもの貧困対策の推進

本市の重点課題である子どもの貧困対策について、貧困撲滅に向けて、家庭、学校、地域、行政が一体となって取り組みます。

- 子どもの貧困撲滅対策事業（貧困状況にある家庭の早期発見、生活支援、教育支援、就労支援、経済的支援、支援体制の整備・充実）
- 学習支援「学びの教室」の開催
- 外国につながる子どもの学習支援「学びの教室」の開催

● ● ★ ● ★ ●



子育てひろば



おやま生まれのオレンジリボンたすきリレー

分野別計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

### 3-3-1 男女共同参画社会

#### 現状と課題

本市は、2001（平成13）年6月に県内初の男女共同参画\* 都市宣言を行い、2004（平成16）年には男女共同参画推進条例を制定し、社会情勢の変化に的確に対応した男女共同参画の推進に関する施策を実施してきました。しかし、男女の役割を固定的にとらえる意識や慣行があり、政策方針決定過程への女性の参画や男性の家庭生活や地域活動への参画が十分でないなど、多くの市民が男女間の不平等を感じている状況にあります。

今後も、男女がお互いに尊重しあい、自らの意思と責任により、社会のあらゆる分野に対等に参画し、誰もがいきいきと生きられる男女共同参画社会の早期実現を市民・企業・行政の協働\* により推進することが求められています。

#### 基本方針

「小山市男女共同参画推進条例」〔2004（平成16）年制定〕の6つの基本理念

1. 男女の人権の尊重
2. 社会における制度又は慣行についての配慮
3. 施策等の立案及び決定への共同参画
4. 家庭生活における活動と他の活動の両立
5. 男女の性についての理解と健康の確保
6. 国際的協調

を柱に、市民・企業・行政の協働により、男女共同参画社会の早期実現に向け取り組みます。

#### 1 男女の人権が尊重された社会づくり

**1-1 男女共同参画意識の醸成** ジェンダー\* に基づく意識・慣行の見直しに向けて、意識啓発を推進するとともに、男女共同参画を目指す教育・学習の推進、若年層を中心とした男女共同参画意識醸成のためのキャリアデザイン\* を図ります。

- 男女共同参画を推進する啓発活動の充実
- 男女共同参画を推進する教育・学習・キャリアデザインの充実
- 社会における制度と慣行の見直し

**1-2 女性等に対する暴力の根絶** ドメスティック・バイオレンス (DV)\* やセクシャル・ハラスメント\*、マタニティ・ハラスメント\* 等の根絶に向け、防止対策強化として、パープルリボン運動\* などの普及啓発、関係機関や専門家等と連携した救済・自立支援を推進します。

- 女性等に対する暴力の根絶・各種ハラスメント防止に向けた意識啓発の推進
- DV根絶のための安全・安心な相談・支援体制の充実

**1-3 人権に配慮した生涯にわたる女性の健康づくり** 男女のライフステージ\* に応じた心とからだの健康づくりを総合的に推進します。

- 男女が互いの性を尊重する意識の醸成
- 男女の生涯にわたる健康づくり

## 第3章 明日に生きる 男女が協力・子育て支援・ひとづくり【次世代育成・男女共同参画】

## 「みんなで築こう 参画社会」

個別施策・主要事業 [●: 重点]

【★: 新規 ●: 総合戦略 ♡: 市民提案】

## 2 あらゆる分野への男女共同参画\* の推進

## 2-1 政策、方針決定過程への女性の参画

政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するために、女性の人材育成・エンパワーメント\* 支援、女性同士の交流などを通じてあらゆる分野への参画を進めます。

- 審議会等への男女のバランスのとれた登用
- 女性の人材育成・エンパワーメントの推進
- 女性交流の推進

★ ● ♡

## 2-2 産業・就労の分野における女性の活躍と男女共同参画の推進

商工業・農業分野での男女の均等な雇用機会と待遇確保、仕事と家庭生活等を両立するための環境整備促進に向けた啓発、女性の多様で柔軟な就労・再就職・キャリア形成の支援を行い、あらゆる分野における女性活躍と男女共同参画の推進に取り組みます。

- ワーク・ライフ・バランス\* の推進
- 商工業・農業分野における男女共同参画の推進
- 女性の職業生活における活躍の推進

● ♡ ★ ● ♡

## 2-3 地域における男女共同参画の推進

地域活動やNPO\*・ボランティア\* 活動、生涯学習、スポーツ・レクリエーション\* などの活動に男女共同参画の視点が根づくよう支援します。また、女性の視点に配慮した防災対策を進めます。

- 地域活動における男女共同参画の推進
- NPO、ボランティア活動支援
- 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進
- 国際社会に対する理解の推進と支援

● ♡

## 3 互いを支え合える社会づくり

## 3-1 男性の家庭参画への支援

男性の家事・育児・介護等への参画に向けた支援や男性の仕事中心的な意識の改善に向けた啓発を行い、男女がともに、お互いを助け合いながら仕事や家庭生活を分かち合えるよう、男性の家庭参画を支援します。

- 男性の積極的な家事・育児・介護等への参画の促進
- 男性の仕事中心的な意識の改善に向けた啓発

★ ● ♡

## 3-2 子育て環境の充実と貧困・高齢・障がい等の困難を抱える女性等への支援

男女共同参画の視点に立って、子育て環境の充実を図るとともに、貧困や高齢・障がいなどの困難を抱える女性等が、安心して暮らせる環境の整備を図ります。

- 貧困対策の推進と安心して子育てのできる環境の整備
- 高齢者・障がい者等の介護支援の充実

★

## 4 計画の推進

## 4-1 男女共同参画の総合的推進

男女共同参画の推進をさらに着実に図るため、推進体制を強化します。

- 男女共同参画推進サポーターの活動強化
- 男女共同参画センターの機能充実
- 小山市男女共同参画基本計画2016～2020の推進

● ♡



平和展「生涯学習センター」



放課後子ども教室



車屋美術館展示室



ツール・ド・おやま



## 第4章

一人ひとりの個性発揮 心と体を育てるひとづくり

人権尊重・教育文化

### 4-1 互いに思いやり認め合う地域社会

- 4-1-1 恒久平和
- 4-1-2 人権尊重

### 4-2 確かな学力・豊かな心・健やかな体を育む学校教育

- 4-2-1 義務教育
- 4-2-2 高等学校・高等教育

### 4-3 豊かな人と地域を創る生涯学習環境

- 4-3-1 生涯学習
- 4-3-2 青少年育成

### 4-3 多彩で個性ある市民文化と生涯スポーツ社会

- 4-4-1 市民文化
- 4-4-2 歴史文化
- 4-4-3 スポーツ・レクリエーション



## 4-1-1 恒久平和

### 現状と課題

終戦から70年を迎え、戦争を体験していない世代が増えるなか、平和の尊さや戦争の悲惨さ、核兵器の恐ろしさを次代に伝え、風化させないようにしていく必要があります。

本市は、核兵器の廃絶と世界の恒久平和の達成のため努力することを決意した平和都市宣言\* を1992（平成4）年に行い、平和事業として、1995（平成7）年度から「平和展」、1996（平成8）年度から「広島平和記念式典中学生派遣事業」を毎年実施しています。

また、2012（平成24）年3月には平和基金条例を制定し、広く市民等から基金の原資を募り、各種平和事業の推進を図っています。

今後も、市民が生命の尊厳と平和の価値を深く認識することができるよう、市民ぐるみの平和活動を展開していくことが求められています。

### 基本方針

市民一人ひとりが戦争の悲惨さや平和の尊さを再認識するとともに、恒久平和を目指し、あらゆる機会を通して市民の平和意識を高めていくため、市民総ぐるみの平和事業の推進に取り組みます。

さらに、戦後・被爆70年という節目の年が過ぎ、戦争体験者や被爆者の高齢化が進み「平和を愛する心」を語り継ぐことが難しくなっていることから、戦争や原爆の傷跡を風化させることなく次世代に引き継ぐためにも、広島平和記念式典中学生派遣団を中心に巡回平和展や平和ポスターコンクールなど、小中学生を中心とした事業を実施します。



広島平和記念式典中学生派遣団



「原爆の子の像」へ千羽鶴の奉納

戦争や原爆の傷跡を風化させることなく次世代へ引き継ぐことをめざして

個別施策・主要事業【●：重点】

【★：新規 ●：総合戦略 ♡：市民提案】

1 平和意識の高揚

1-1 平和に関する催事の開催 平和展等市民の平和意識の高揚を図るための催事の開催や、小中学生の平和意識の高揚を図ります。

- 平和展の開催（原爆・戦争・内紛）
- 小中学生平和ポスターコンクールの開催
- 平和映画祭の開催



1-2 平和基金の活用 平和基金を活用し、平和ポスターコンクール、平和展、派遣事業などの平和事業を拡大し、平和意識の高揚を図ります。

- 平和基金を活用した平和事業の拡大



2 市民平和運動の促進

2-1 次世代を担う若者の平和事業への派遣 広島平和記念式典など、公の平和催事等へ中学生を派遣します。

- 広島平和記念式典中学生派遣事業



平和展「生涯学習センター」

## 4-1-2 人権尊重

### 現状と課題

憲法に定める個人の尊重と自由・平等の原則のもと、すべての市民の基本的な人権を保障し、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に向けて、施策を実施してきました。

しかし未だに、社会的身分、門地（家がら）、人種、民族、性別、障がいのあることなどによって、人権が尊重されなかったり、侵害されたりしている現実があり、また、近年では、インターネット\* 掲示板等への差別的書き込みなどが問題となっています。

すべての人の人権が尊重され、ともに認め合い、各々の個性を發揮しながら幸せに暮らせる社会づくりのためには、時代に応じた様々な人権問題の解決を図っていくことが課題となっています。

そのためには、人権教育及び人権啓発などを通じ、人権侵害を防止するとともに、人権意識の高揚を図ることによって課題解決を進めていく必要があります。

### 基本方針

「小山市人権尊重の社会づくり条例」及び「小山市人権尊重の社会づくりに関する施策の基本方針」、「小山市人権施策推進基本計画」に基づき、より一層、市民一人ひとりの人権が尊重されるとともに、ともに認め合い、幸せに共生できる小山市の実現を目指していきます。

このように、広範で多様な人権問題の解決に向けて、人権意識の高揚を図るため、人権教育・人権啓発の推進、並びに相談・支援体制の充実に関する各種人権施策を総合的に推進していきます。



人権講演会



小学生人権の花運動・人権講話

## 第4章 一人ひとりの個性発揮 心と体を育てるひとづくり【人権尊重・教育文化】

## すべての人の人権が尊重される社会の実現をめざして

個別施策・主要事業【●：重点】

【★：新規 ●：総合戦略 ♪：市民提案】

## 1 人権施策の推進

- 1-1 計画的な人権施策の推進 各種人権施策を総合的かつ計画的に推進するため、その基本的指針となる小山市人権施策推進計画を策定します。 ♪

○ 第3次小山市人権施策推進計画の策定

## 2 人権教育の推進

- 2-1 生涯学習を通じての人権教育の充実 学校教育や社会教育など、全教育活動を通じての人権意識の高揚を図ります。また、あいさつやマナーの推奨、思いやりの心の教育などに努めます。 ♪

○ 人権教育推進事業 ♪

- 2-2 講演会・研修会の内容の充実 人権講演会など、様々な研修の機会をとらえ、人権意識の普及・高揚を図ります。

● 人権講演会事業

## 3 人権啓発の推進

- 3-1 人権尊重の意識啓発の充実 人権意識をより一層高めるための広報及び各種刊行物の作成、様々な機会を通じた人権啓発活動の展開を図ります。 ♪

● 人権啓発推進事業 ♪

## 4 人権相談事業の充実

- 4-1 人権を侵害された方に対する支援 人権を侵害された方、人権侵害を受けるおそれのある方などに対する相談・支援を行います。

○ 人権相談事業



人権啓発活動

## 4-2-1 義務教育

### 現状と課題

現代社会の急激な変化に伴い、子どもたちを取り巻く環境も変化し、様々な教育的課題が顕在化しています。義務教育では、心の教育を基盤に据えた上で、「確かな学力」を身に付けさせることをはじめとして、「豊かな人間性」「健康・体力」、すなわち「生きる力」を育み、心豊かでたくましく生きることのできる児童生徒を育成する教育の推進が期待されています。

また、義務教育には、「不易」、つまり、時代を超えて変わることのない価値あるものと、「流行」、つまり、時代や社会の要請に柔軟に応じ、変化を先取りして適切に対応すべき2つの側面があり、これらを的確に踏まえながら、「我がまち小山」ならではの教育実践を進めることが必要です。

### 基本方針

学校が子どもたちへの3つの保証（安全の保証・確かな学力の保証・成長の保証）に努めることは、時代が変化しようとも、変わることのない使命です。一方、新たな教育課題に対応するため、2017（平成29）年度から小中一貫教育\*を全面実施し、義務教育9年間の子どもの「育ち」や「学び」をつなぎ、現行の6・3制を維持しながら、9年間の学年段階の区切りの弾力的運用を図り、教育の質の向上を目指します。

また、教職員、児童生徒、保護者、地域住民が参画する「小山市版共創の教育」を通して、子どもたちに「自ら育つ力・他者に育ててもらう力・他者を育てる力」を育み、心身ともにたくましく、郷土に誇りをもち、国際社会の発展に貢献できる児童生徒の育成を目指します。

さらに、心身の健やかな成長と健康づくりを意識させるとともに、防災教育を通して自分の身は自分で守ることや、学校給食を通して、正しい食事のあり方や望ましい食習慣を身に付けられるようにします。



栄養教諭による食に関する指導



「おやまわ食の日\*」の給食献立  
(お月見献立)

# 未来につなぐ確かな育ちと学び～「小山市版共創の教育」を通して～

個別施策・主要事業 [●: 重点]

【★: 新規 ●: 総合戦略 ♪: 市民提案】

## 1 学校教育の充実

### 1-1 小山ならではの学校づくりの充実

子どもたちの豊かな成長を支えるため、家庭や地域社会と連携した教育活動を展開するとともに、保護者や地域住民の意見等も反映させながら、協働\*・連携して学校運営を図るコミュニティ・スクール\*を推進します。

- 学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）事業
- 特色ある学校づくり事業
- 魅力ある学校づくり事業
- 学校評議員制度事業

### 1-2 心の教育の充実

心の教育（特に道徳教育と児童・生徒指導）の充実をすべての教育活動の基盤に位置づけながら、学校教育を推進します。また、いじめの防止対策や不登校への対応など、相談・サポート体制の強化に努めます。

- 指定研究校補助金事業
- 学校相談員配置事業
- いじめ防止推進事業
- 命の授業
- 思春期保健事業（「中学生ピア・カウンセリング\* 事業」「思春期保健講座」）
- 中学3年生を対象とした思春期講座事業
- 小学1・2年生を対象とした小動物とのふれあい事業
- 小学3・4年生を対象とした心とからだ男女なかよく事業

### 1-3 おやまっ子の確かな学力の向上

児童生徒が「生き生きと学び合う」中で、「確かな学力」、「豊かな人間性」や「健康・体力」を身につけ、「知・徳・体」の調和のとれた人間の育成に努めます。また、児童生徒の基礎学力支援の充実を図ります。

- 大学生スクールサポート事業（学習支援・個別指導・部活動等の支援）
- 生き生き学び合うおやまっ子づくり推進事業
- 社会科副読本作成事業
- 学習診断検査事業
- もう一人の先生（ティーム・ティーチング\* 教員）全校配置事業
- 複式解消のための市採用教員配置事業
- 教科書改訂に伴う学習指導用資料充実事業
- 臨海自然教室推進事業
- 学校支援アドバイザー事業

### 1-4 特別支援教育\* の推進

障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズ\* に応じた適切な支援に努め、教育諸条件の整備・改善を図ります。

- 寄り添い教育（特別支援教育）サポーター全校複数配置事業

### 1-5 英語教育の充実

グローバル\* に活躍できる人材を育成するため、教育課程特例校制度により、小学校における英語科のさらなる充実と、国際理解教育の推進に努めます。

- 英語教育によるまちづくり事業
- 英語指導助手（ALT\*）の全小中学校配置事業

### 1-6 外国人児童・生徒の教育的支援

外国人児童生徒適応指導教室との連携を密にし、外国人児童生徒の学習支援対策の推進・充実に努めます。

- 外国人児童生徒支援事業

個別施策・主要事業 [●: 重点]

【★: 新規 ●: 総合戦略 ♡: 市民提案】

- 1-7 社会の変化に対応した課題にかかわる教育の充実 : 情報教育、環境教育、福祉教育、キャリア教育\*、防災教育など社会の変化に対応した課題にかかわる教育の充実に努めます。

- 総合的な学習の時間実践事
- 田んぼの学校づくり事業
- キッズ・ユニバーシティ・おやま\*
- 防災教育セミナー

- 1-8 “ふるさと小山” 郷土学習の充実 : ふるさと小山の「宝」の学習教材を作成・活用し、郷土の魅力を肌で感じられるよう、現地での体験学習を支援することで郷土愛を育みます。 ♡

- 本場結城紬\*・渡良瀬遊水地カリキュラム開発・活用事業
- 本場結城紬・渡良瀬遊水地体験学習支援事業

- 1-9 小中一貫教育\* の推進 : 義務教育9年間の子どもの「育ち」や「学び」をつなぎ、各中学校区の状況に応じた小中一貫校（義務教育学校等）で教育の質の向上と豊かな人間性の形成を目指します。

- 小中一貫教育推進事業
- 小中一貫教育充実に向けた小中一貫校推進事業
- 小中一貫教育発展に向けた義務教育学校推進事業



## 2 教育環境の整備

- 2-1 城南地区新設小学校建設 : 旭小学校と大谷東小学校の教室不足を解消するため、新設小学校の建設を行います。

- 城南地区新設小学校建設事業



- 2-2 小中学校トイレ改修の推進 : 生活様式の変化に合わせて、トイレの洋式化及び老朽化したトイレを改修し、児童・生徒が快適に使用できるよう努めます。

- 小中学校トイレ改修事業



- 2-3 校庭芝生化の推進 : 学校施設的环境への負担軽減、校庭砂の飛散防止、転倒時のけが防止、児童の運動意欲及び環境問題への意識の増進を図るため、小中学校校庭の芝生化に努めます。

- 校庭芝生化事業



- 2-4 学習環境の整備 : 情報教育を推進するため、小・中学校の教育用コンピュータ機器を更新するなど学習環境の整備を図ります。

- タブレット端末\* 配置事業
- 小学校教育用コンピュータ整備事業
- 中学校教育用コンピュータ整備事業



- 2-5 学校適正配置等及び小中一貫校推進事業 : より良い学習環境を整備するため、全市的な学校規模や配置の適正化に向けて、学校統合や小中一貫校の推進を図ります。

- 豊田中学区小中一貫校推進事業
- 絹中学区小中一貫校推進事業
- 乙女中学区小中一貫校推進事業
- 小中一貫校推進モデル事業及び学校適正配置等推進事業



第4章 一人ひとりの個性発揮 心と体を育てるひとづくり【人権尊重・教育文化】

個別施策・主要事業 [●: 重点]

【★: 新規 ●: 総合戦略 ♪: 市民提案】

3 健康教育の充実

3-1 学校保健・健康教育の充実

生涯にわたるよりよい生活習慣や体力づくりの基礎形成や心身の健康の理解と自己の健康増進に取り組めるよう支援を推進します。

- 小児生活習慣病\* 予防検診 (中学2年生)
- 体力づくりや運動の習慣化の推進
- 小学5・6年生を対象とした禁煙サポーターズ事業
- 中学1年全員を対象とした認知症サポーター\* 資格取得事業
- 中学2年生全員を対象としたAED\* 操作習得事業

♪  
●  
●  
★  
★  
●

3-2 学校における食育\* の推進

児童生徒が心身ともに健康で豊かな人間性を育ていけるよう、食に関する正しい知識と食品を選択する能力や感謝する心を育てる食育を推進します。

- 食に関する啓発事業
- 学校給食を活用した食育の推進
- 食に関する指導の実施
- 「おやまわ食の日\*」推進事業
- 学校給食における地産地消\* 推進事業
- 魅力ある学校給食のための食事内容検討

★  
★ ●

3-3 食環境の整備

安全で安心できる学校給食を提供し、児童生徒が楽しく、美味しく食べられる環境づくりを推進します。

- 学校給食用食器の改善・整備事業
- 食物アレルギー対応対策

4 児童生徒の安全確保

4-1 学校の安全確保対策の推進

自動体外式除細動器や緊急通報システムの適切な管理など、学校の安全確保を図ります。

- 小中学校AED整備事業
- 小中学校緊急通報システム整備事業

4-2 通学路の安全確保対策の推進

通学路の危険箇所の把握と改善、携帯型防犯ブザーの貸与、全中学校区へのスクールガード・リーダー\* の配置など、通学路の安全確保を図ります。

- 通学路の交通安全の確保に向けた取組事業
- 携帯型防犯ブザー貸与事業
- スクールガード・リーダー配置事業

♪  
♪

4-3 学校安全ボランティア\* の充実

学校と地域の連携による学校安全ボランティアの活動支援により、児童生徒の安全対策の充実を図ります。

- 児童生徒安全対策事業

♪

分野別計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章



## 4-2-2 高等学校・高等教育

### 現状と課題

本市には、小山高校・小山城南高校・小山北桜高校・小山南高校・小山西高校の5つの県立高校があり、「県立高等学校再編基本計画」に基づき、近年の少子化や国際化、情報化の進展などの社会環境の変化に対応した再編が進められています。

一方、市内には私立の高等学校や中学校はなく、市民の高度化・多様化した学校選択ニーズ\* に対する受け皿が不十分な状態にあることから、新たな高校等の誘致など、教育基盤の整備・充実に努める必要があります。

また、高等教育機関としては、白鷗大学・小山工業高等専門学校・関東職業能力開発大学校があり、それぞれの専門分野に必要な教養と実践的能力を体系的に習得する機会を提供しています。高等教育機関においては、行政等との連携強化により、市民に多様な学習機会を提供することが求められています。

### 基本方針

本市に集積する大学や大学院、国立高等専門学校機構等の教育環境を最大限に活用し、既存の教育機関との連携強化を図りながら、一人ひとりの個性や能力を最大限に生かす教育を推進し、人材育成に努めます。

また、本市にふさわしい私立の高等学校や中高一貫教育校\* などの誘致に努め、市民の高度化・多様化する教育ニーズに応えられる教育環境の実現を目指します。



スクールバスに乗車する高校生

第4章 一人ひとりの個性発揮 心と体を育てるひとつづくり【人権尊重・教育文化】

個性や能力を生かす より高く広い教育環境の実現をめざして

個別施策・主要事業 [●: 重点]

【★: 新規 ●: 総合戦略 !: 市民提案】

1 高等学校教育の充実

- 1-1 私立高等学校又は中高一貫教育校\* の誘致・支援
  - 高等教育機関の充実を図るため、私立高等学校又は中高一貫教育校の誘致及び立地支援に取り組みます。
  - 私立高等学校又は中高一貫教育校の誘致

2 高等教育機関の充実

- 2-1 高等教育機関への支援
  - 高等教育機関の整備充実に関する支援及び地域との協調体制の強化を図ります。
  - 高等教育機関への支援
  - 連携協定に基づく研究事業
- 2-2 大学等の文教施設等の誘致・支援
  - 大学等の文教施設等の誘致及び立地支援を行い、教育環境の充実を図ります。
  - 大学等の文教施設等の誘致
- 2-3 学習機会の充実
  - 市民の高等教育受講機会を拡大するための大学等高等教育機関による開放講座の充実を図ります。
  - 大学等高等教育機関による市民開放講座の開催
  - おやま・まちづくり出前講座\* の開催
  - キッズ・ユニバーシティ・おやま\*
- 2-4 奨学金制度の充実
  - 人材育成の立場から、海外に留学する学生や経済的理由で就学困難な高校生・大学生に対する奨学金貸与制度の充実、高校・大学へ進学する際の資金調達の軽減のため、勤労者福利厚生金融制度等の充実を図ります。また、奨学金を受けて大学等に進学し、卒業後も一定期間小山市に居住する方に対し、奨学金の返還猶予・減免を行い、定住促進に努めます。
  - 小山市奨学金給付・減免事業
- 2-5 高等教育機関の開放・交流推進
  - 市民や児童生徒等へのホール・体育館・図書館の施設の開放、施設を利用した交流や教員・学生等との人的交流を図ります。
  - 大学生スクールサポート事業
  - キッズ・ユニバーシティ・おやま

分野別計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

### 4-3-1 生涯学習

#### 現状と課題

国際化や情報化の進展、自由時間の増大、価値観の多様化等により、市民の学習ニーズ\* も複雑多岐にわたっています。こうした状況に応じて生涯にわたって「いつでも・どこでも・だれでも・なんでも・どのようにでも」学習ができるよう、学習機会や情報の提供、学習相談活動の充実をはじめ、生涯学習推進リーダーの育成や各種団体・グループの育成に努めるとともに、学んだ成果を生かして「生涯学習によるまちづくり」の担い手となるひとづくりを進める必要があります。

また、心豊かなひとづくりのためには、家庭や地域における教育を充実することが課題となります。そのためには、全ての教育の出発点である家庭教育力向上の取り組みとあわせ、地域社会の活性化を図り、地域の教育力の向上を目指す必要があります。

#### 基本方針

市民の多種多様な学習ニーズを踏まえ、生涯にわたる自主的・自発的な学習活動を支援していくとともに、学習しやすい環境の整備を図り、学んだことを地域で生かす活動を支援する施策を展開します。

また、新たな協働\* による市民、団体、学校、地域、民間活動事業者のネットワーク\* を構築し、「生涯学習おやま」の形成を目指し、活力ある地域社会を形成するため、公民館、図書館を中心とした社会教育活動の普及に向けた環境を整え、地域人材を利活用するためのデータベース\* の構築を図ります。



おやま市民大学



図書館ビジネス支援サービス事業

個別施策・主要事業 [●: 重点]

【★: 新規 ●: 総合戦略 ♡: 市民提案】

#### 1 生涯にわたって学ぶための基礎の充実

##### 1-1 家庭教育力の向上

地域指導者・教育資源等の発掘・要請・活用を図り、家庭教育支援を充実します。

○ 家庭教育支援体制事業

##### 1-2 地域教育力の向上

学校地域との連携を強化し、地域教育力の向上を図ります。

○ 学校支援地域本部事業

## 第4章 一人ひとりの個性発揮 心と体を育てるひとづくり【人権尊重・教育文化】

## 「学んで育む “ひと・まち・絆”」

個別施策・主要事業【●：重点】

【★：新規 ●：総合戦略 ♡：市民提案】

## 2 学ぶ機会の充実

2-1 いのちと人権を大切にす  
る学習の充実

人権啓発活動を中心とする市民意識の高揚の推進を図ります。また、健康づくりや福祉・環境等に関する学習を充実します。

- 人権講演会
- 人権学習会等
- 啓発紙の発行

2-2 生きがいや楽しみを創造  
し生活を向上させるため  
の学習の充実

教養を高め、国際化・情報化に対応する学習や職業能力の向上を目指す学習、生活の知恵・学びの技法を習得する学習の充実とともに、地域の特性を生かした講座を開設し、ボランティア\* ガイドを養成します。

- およま市民大学
- 各公民館講座
- 高等教育機関との連携による公開講座・開放講座

## 3 学びを生かす機会の充実

3-1 学習成果の活用とボラン  
ティア\* 活動の支援体  
制の充実

学習した成果を発表する機会の充実、生涯学習指導者の発掘・養成、人材登録・活用システムの開発を推進します。

- 講師・指導者情報による人材登録（ボランティア人材の能力や経験等登録の活用）
- 市民講師の活用
- 情報管理のデータベース\* の構築

## 4 学びあう交流機会の充実

## 4-1 社会教育機関の充実

公民館が地域住民の社会参加の拠点となるよう各館の特性を生かした事業の推進など有効活用を図るとともに、情報発信基地として図書館の蔵書及び設備、サービスの充実を図ります。

- コミュニティ\* 施設等整備事業（桑市民交流センター周辺、大谷地区中心施設整備）
- 子ども読書活動推進事業
- 図書館電算システム運営事業
- 図書館ビジネス・農業支援サービス事業

4-2 市民と行政のパートナ  
シップ\* の推進

各団体・サークルとの連携、市民講座の開設を図ります。

- 各種団体・サークルの活動促進・情報提供
- 各種団体・サークルとの共催による講座
- 市民との協働\* による講座の実施
- まちかど美術館事業
- 公民館まつり（イベント・スポーツ大会等ふるさとづくり支援強化）

## 5 生涯学習支援体制の充実

5-1 学習相談体制と学習の場  
の広がり

生涯学習情報の収集や市ホームページの充実、行政テレビ\* 等を活用した情報提供、相談体制の充実、関係機関との連携、新規参加者の拡大を図ります。

- 機関紙・情報誌の発行
- 講師・指導者情報の作成
- およま・まちづくり出前講座\*

## 5-2 生涯学習推進体制の充実

行政各分野における総合調整機能の充実を図ります。

- 生涯学習推進計画策定
- 生涯学習推進協議会
- 社会教育委員
- 高等教育機関生涯学習連絡会議

## 4-3-2 青少年育成

### 現状と課題

地域社会の連帯感が希薄化するなか、パソコンやスマートフォン\* 等の通信機器の普及による情報の氾濫など、近年の社会構造や環境の変化は、青少年の生活環境にも大きな変化をもたらしており、少年非行の凶悪化・低年齢化や犯罪に巻き込まれるなど様々な不安が増しています。

また、ボランティア\* や国際貢献等に関心を持ち、積極的に活動する青少年がいる一方で、いじめや不登校・引きこもり・ニート\* など様々な問題が深刻化していることや、若者の自己肯定感の割合が低く将来への期待感も低いといわれています。

このような状況を踏まえ、次世代を担う青少年の健全な育成のための環境づくりと社会環境の浄化に対する取り組みが大きな課題となっています。

### 基本方針

青少年が、社会とのかかわりを自覚しつつ、自尊感情や自己肯定感を育み、自立した個人としての自己を確立するとともに、社会との関係では、適応のみならず、自らの力で未来の社会をよりよいものに変えていく力を身に付けることができるよう、健やかな成長・発達を支援します。

また、21世紀を担う青少年が、夢と希望をもって心豊かにたくましく成長し、これからの国際社会で活躍できるような人材づくりのため、家庭、学校、職場、地域社会及び関係機関や団体が連携・協力し、市民総ぐるみで青少年の健全育成に取り組むための事業を推進します。



青少年健全育成大会

# 未来に羽ばたけ小山の青少年 青少年の健全育成をめざして

個別施策・主要事業【●：重点】

【★：新規 ●：総合戦略 ♡：市民提案】

## 1 青少年健全育成の推進

1-1 青少年育成体制の充実 市民ぐるみの青少年健全育成活動を推進します。

- 青少年健全育成大会
- 青少年問題協議会
- 青少年健全育成市民会議

1-2 青少年活動の推進 子ども会育成会連合会・ジュニアリーダーズクラブ\*・ボーイスカウト・ガールスカウト等との連携及び支援を行います。

- 団体・グループ活動事業費（各団体への補助・支援）
- 小野塚イツ子記念青少年健全育成基金事業

1-3 青少年が活動できる場の充実 地域における居場所づくりの充実や関係施設との連携強化を図ります。

- 放課後児童健全育成事業\*（学童保育専用施設の整備・運営推進）

1-4 青少年育成環境の整備 地域・学校・大型店・警察との連携による、非行防止、環境浄化、啓発の推進に取り組みます。

- 青少年育成指導員
- あいさつ運動の推進
- 環境浄化非行防止事業
- 健全育成推進事業
- 青少年相談員



放課後子ども教室

## 4-4-1 市民文化

### 現状と課題

文化芸術活動は、ライフスタイル\* の多様化や余暇の増大、高度情報化が進展するなか、心豊かで活気ある暮らしを求める市民のニーズ\* により多様化しています。

本市では、文化センター等を中心として、各種の文化芸術鑑賞や文化講座、講演会などを開催しているほか、市民の自主的・主体的な文化団体、サークル活動を促進しています。また、ハンドベルによるまちづくり、市民能「小山安犬」\*、市民オペラ「小山物語」\* に取り組むとともに、車屋美術館を展示施設として事業を行っています。

市民一人ひとりが文化の担い手として、その自主性と創造性を発揮して文化活動を活発化しているなか、文化や芸術は、心豊かに人生や時代を生きる証であり、また、協調性や連帯意識を育み、社会に活力をもたらすものとして、その役割が益々期待されています。

このため、心豊かで活気のある暮らしやすい「文化都市小山」を創造するため、文化芸術活動を支援するとともに、環境を整備し、市民と行政との協働\* によって市民文化を育てていくことが必要です。

### 基本方針

市民の心豊かで潤いのある暮らしを目指し、「ふるさと小山」に“魅力”“愛着”“誇り”を持って文化活動ができる環境を醸成し、子どもから大人まで様々な市民が優れた文化芸術に触れる機会や参加できる機会を提供するとともに、市民の自主的で個性的な文化芸術活動や人材育成の支援を推進します。

また、文化施設等の充実や利便性の向上、情報発信等PR活動の充実を図るとともに、特色ある文化芸術事業や文化交流を積極的に推進し、心豊かで活気のある暮らしやすい「文化都市小山」の創造に向けて、文化芸術の振興に努めます。



伝統文化ふれあい教室



車屋美術館展示室

# 心豊かで活気のある暮らしやすい「文化都市小山」をめざして

個別施策・主要事業【●：重点】

【★：新規 ●：総合戦略 ♪：市民提案】

## 1 文化活動の振興

- 1-1 **文化活動の発表機会の提供** 市民の自主的、個性的・魅力的な文化活動を奨励、支援するために市内外で文化芸術活動や市民の交流・体験の場の確保と提供を行います。 ♪
- 市民文化祭の開催
  - 文化振興大会の開催
  - 全国規模の大会への参加促進
- 1-2 **文化芸術活動に対する支援** 文化芸術振興のため、文化芸術を担う人材育成、文化芸術創造・普及活動、地域文化財等の保存活用など、様々な活動の支援を行います。
- 文化団体等への後援、助成
  - 小山市文化協会の充実
- 1-3 **小山らしさのあふれた文化の創造推進** 多様で優れた文化の振興を図るため、先人から受け継がれた貴重な歴史や伝統と新たな文化芸術の創造を推進します。
- ハンドベルによるまちづくりの推
  - 市民能「小山安犬」\* の再演
  - 市民オペラ「小山物語」\* の再演
- 1-4 **文化芸術交流の推進** 様々な分野の人や団体の相互交流を促進することにより、文化芸術を向上させ、小山らしい特色ある文化の発信、展開を図ります。
- 栃木県文化協会・県南文化協会との連携
- 1-5 **文化芸術の鑑賞機会の充実** 地域の特性と個性を生かした舞台芸術、展示芸術など優れた文化芸術の鑑賞機会を充実させることで、市民の文化芸術への親しみと理解を深めます。
- 文化センター事業の充実
  - 移動音楽鑑賞教室の開催
  - 伝統文化ふれあい教室の開催

## 2 文化施設の整備

- 2-1 **文化施設の整備充実** 市民が安心して文化活動に取り組むために、文化センターの施設整備や管理体制の充実を図ります。
- 文化センターの改修

## 3 美術館事業の充実

- 3-1 **展示事業の充実** 市民が郷土文化への理解を深めるとともに、芸術への関心を高めるために、優れた芸術を鑑賞する機会の充実を図ります。
- 小山市ゆかりの美術やその他多様な美術の展覧会の開催
  - 小山市文化財展示施設小川家住宅の公開
- 3-2 **美術資料の調査** 小山市にゆかりの深い美術作品や関係資料を調査し、その成果を展示・普及・収集事業に反映し、市民への還元を図ります。
- 小山市ゆかりの美術家・美術品に関する調査
  - 小山市所蔵の美術品に関する調査
- 3-3 **教育普及事業の充実** 市民が芸術に親しみ理解を深め、郷土の文化醸成に寄与する人材を育成するために、様々な体験や学習の機会を提供し、支援します。
- 講演会・実技講座・鑑賞講座の充実
  - 市民ギャラリーとしての活用
  - 教育機関・ボランティア\* との連携
- 3-4 **美術館施設の整備** 貴重な美術品を永く保存し活用するために、博物館美術館共用収蔵施設の利活用を図ります。
- 小山市ゆかりの美術品及び美術に関する資料の収蔵・保管 ★



## 4-4-2 歴史文化

### 現状と課題

本市が歩んだ歴史には、鎌倉幕府の成立の端緒となった「野木宮の合戦\*」や、江戸幕府成立に道筋をつけた「小山評定\*」など、日本の将来を決定づけた重要な史実があります。また、自然豊かな立地条件にも恵まれ、古代・中世をはじめとして、近世・近代に至る貴重な遺跡や文化財が豊富に残されています。

本市は、北関東の交通の要衝でもあり、商工業の発展により急速に都市化が進展する中であっても、風土に根ざした貴重な文化財の保護に力を注いできました。

今後も積極的な啓発活動を行い、市民と行政が一体となった文化財保存活動を行うとともに、保護意識や郷土愛などを深めていく必要があります。さらに本市の優れた文化財を、先人たちの努力により過去から現代に引き継がれた財産と捉え、その歴史や価値を調査・公開し、責任を持って次の時代へ継承することが必要です。そして、これらの優れた歴史的資産を、まちづくりに活用していくことが求められています。

### 基本方針

「小山評定」などの本市が誇る歴史を「開運のまちおやま\*」として全国に発信するとともに、国指定文化財など多くの有形・無形の文化財を保存するため、公有化事業をはじめとした事業と、保持団体への支援活動等の事業を行い、貴重な歴史的資産を次世代に継承します。

また、市民が郷土の歴史や文化財に親しみ集い、ふるさと小山を再認識できるよう、「小山評定」をはじめとする歴史的資産を有効活用した「歴史のまちづくり」を積極的に推進します。



国史跡祇園城跡\*



間々田のジャガマイタ

# 誇りある歴史と豊かな文化 自然や景観を守り未来につなぐまちづくり

個別施策・主要事業【●：重点】

【★：新規 ●：総合戦略 ♪：市民提案】

## 1 誇れる歴史と文化 自然環境を大切に 明日に生かすまちづくり

- 1-1 文化財の保存と活用 指定文化財の維持管理を行い、公有化及び保存・整備・活用に努めます。 ♪
- 国史跡寺野東遺跡\* の活用推進
  - 国史跡琵琶塚\* ・摩利支天塚古墳\* 整備事業
  - 国史跡鷺城跡\* ・中久喜城跡\* を有効活用するための詳細調査の実施
  - 国史跡祇園城跡\* 整備事業と小山御殿広場を中心とした活用の推進
  - 指定文化財の保存と活用
  - 史跡の環境整備
  - 神鳥谷曲輪跡\* 整備事業
- 1-2 文化財の調査 未指定文化財の調査を推進します。
- 未指定文化財の調査の実施と指定及び保護の促進
  - 埋蔵文化財包蔵地\* の開発にかかわる調査及び現状・記録保存実施
- 1-3 文化財保護思想の積極的な普及と啓発 文化財保護思想の積極的な普及と啓発に努めます。
- 歴史講座・研修会・発表会等の開催や講師派遣
  - 発掘調査・現地説明会の実施
  - 文化財マップの発刊
  - 文化財保護調査年報の発行
- 1-4 博物館事業の充実 郷土愛育成のための展示会や学習活動の充実を図ります。
- 小山地域史を中心とした歴史・文化・自然に関する展示会の実施
  - 講演会・講座・体験学習活動等の充実
  - 企画展開催事業（企画展・講演会・見学会等の開催）
  - 資料収蔵施設の確保とデータベース\* 化の推進
- 1-5 伝統芸能・伝統工芸の継承と担い手育成 伝統芸能や伝統行事のほか、本場結城紬\* や下野しぼり\*、間々田ひも\*等の伝統工芸を次代に継承する取り組みを推進します。 ♪
- 伝統芸能・工芸に関する技術や資料等の継承・普及PR ♪
- 1-6 博物館施設の整備 近年の発掘や資料調査の過程で蓄積された出土遺物及び旧家からの寄贈・寄託資料等を永く保存するための施設の充実を図ります。
- 収蔵庫の新設
- 1-7 歴史・文化施策の充実・強化 歴史・文化的資産を有効活用し、歴史のまちづくりを推進します。 ♪
- 歴史的資産を活用した地域活性化事業（南小林・上泉） ★●
  - 歴史・文化的資産のネットワーク\* 化
  - 中世小山一族の探求推進 ★

## 4-4-3 スポーツ・レクリエーション

### 現状と課題

超高齢社会\*・人口減少社会\*を迎える一方で、生活様式が多様化する中、運動やスポーツの果たす役割が大きく注目されています。本市では、2014（平成26）年度にスポーツ都市宣言\*を行い、明るく活力のある生涯スポーツ社会の実現に向け、「市民ひとり1スポーツ」の定着を目標に普及・推進を図っており、おやま思川ざくらマラソン大会やツール・ド・おやまなどのスポーツ・交流イベント等を開催しています。

また、自由時間の増大、都市化や生活の利便性向上等の社会環境における変化を的確に捉え、市民が生涯にわたり、暮らしの中でスポーツを生活の一部として取り入れ、継続していくことが求められています。そのため、市民の誰もが、いつでも、どこでも、スポーツやレクリエーション\*に親しめる環境整備や機会の充実を図ることが重要になっています。

### 基本方針

生涯スポーツ社会を実現するため、「小山市スポーツ立市\* 振興計画」に基づき、関係機関との連携強化を図り、競技スポーツの振興とともに、これからの超高齢社会・人口減少社会並びに健康志向の時代を踏まえ、生涯スポーツの振興と健康増進施策の事業展開を図ります。

また、市民が主体的にスポーツ活動を実践するために、必要なスポーツ・レクリエーション活動の拠点施設などの環境整備を充実させるとともに、地域におけるスポーツの指導者等の人材育成及び総合型地域スポーツクラブ\*の育成支援、プロスポーツとの交流機会の充実を図ります。

さらに、スポーツ・レクリエーションの情報のネットワーク\*化と広報の充実にも努めるとともに、市民一人ひとりがスポーツへの関心を高め、市民と行政が協働\*して生涯スポーツを振興するための推進体制の整備を図ります。

そして、2020（平成32）年東京オリンピック・パラリンピック合宿や、2022（平成34）年の国体競技開催を見据え、競技力を高めるための人材の育成や、施設整備・指導体制・応援体制等の競技環境の充実を図ります。



ツール・ド・おやま



小山市ラジオ体操会

# 元気いっぱい 明るく活力ある生涯スポーツ社会の実現へ

個別施策・主要事業 [●: 重点]

[★: 新規 ●: 総合戦略 !: 市民提案]

## 1 地域に根ざした生涯スポーツの推進

**1-1 生涯スポーツ活動の推進** 市民一人ひとりが、スポーツに対する関心を高め、自ら生涯にわたって自分に適した運動やスポーツを見出し、日常生活の中で実践できる事業の展開を推進します。

- 生涯スポーツ推進事業
- 「市民ひとり1スポーツ」の実現
- スポーツ都市宣言\* 事業の推進
- (公財) 体育協会推進事業
- おやま思川ざくらマラソン大会
- ツール・ド・おやま
- イベント・スポーツ大会等ふるさとづくり支援強化

**1-2 スポーツ・レクリエーション\* 情報のネットワーク\* 化と広報の充実** スポーツ立市\* を広く普及させるために、各種事業の広報・PRを行うとともに、大会優秀者の表彰等を行い、市民にスポーツ立市の趣旨を啓蒙します。

- 情報発信事業

**1-3 推進体制の整備** 市民と行政が協力して生涯スポーツを振興するための推進体制を整備します。

- スポーツ推進委員

**1-4 総合型地域スポーツクラブ\* の創設・育成支援** 地域におけるスポーツ指導者等の人材育成及び市民への普及推進を行います。

- 総合型地域スポーツクラブ創設・育成支援事業

## 2 市民の自主的・主体的な活動支援

**2-1 スポーツ・レクリエーション施設の整備** 市民が気軽に楽しむことができ、主体的にスポーツ活動を実践することができるよう、必要な環境の整備・充実及び総合的スポーツ施設の整備を検討します。

- 市立体育館建設事業
- 桑地区コミュニティ\* 施設への運動施設併設事業
- スポーツ施設整備計画改定事業
- 野球場、サッカー場の再整備事業

**2-2 スポーツ立市関連事業** スポーツ都市宣言を踏まえ、市民がスポーツ立市に関心を持てるよう、広く認知を図ります。

- 元オリンピック金メダリスト監修による「おやまっ子体操」創作事業
- 体幹トレーニング\* ・コーディネーショントレーニング\* 実施による子どもの体力向上推進事業
- トップアスリート派遣による子どもの体力づくり推進事業
- パブリックビューイング\* 事業
- スポーツ大会誘致事業
- 国体競技誘致

**2-3 プロスポーツ交流事業** 栃木サッカークラブ・リンク栃木ブレックス等のプロスポーツ団体を支援するとともに、スポーツ教室などの機会を通じてプロスポーツ選手との交流事業を行います。

- 栃木サッカークラブとの交流事業
- リンク栃木ブレックスとの交流事業

分野別計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章



自主防災\* 会研修会の様子「普通救命講習」



まちづくりのワークショップ\*



小山東部第二土地区画整理地内公園



城東中久喜線



## 第5章

災害に強く 快適で住みよい 夢を支えるまちづくり

### 生活基盤

#### 5-1 災害に強く安全安心なまち

- 5-1-1 防 災
- 5-1-2 消防・救急

#### 5-2 都市と田園の美しいまち

- 5-2-1 土地利用
- 5-2-2 地区まちづくり
- 5-2-3 都市・田園景観

#### 5-3 みんなの暮らしを支える生活基盤整備

- 5-3-1 市街地整備
- 5-3-2 農村整備
- 5-3-3 道 路
- 5-3-4 交通体系
- 5-3-5 駐車場・駐輪場

#### 5-4 住みたい住み続けたい住環境

- 5-4-1 住 宅
- 5-4-2 上水道
- 5-4-3 下水道
- 5-4-4 墓 地

## 5-1-1 防 災

### 現状と課題

2015（平成27）年9月に発生した台風第18号等による関東・東北豪雨では、本市においても浸水や断水等の大きな被害が発生しました。

昨今の大雨災害や近い将来の発生が危惧される首都直下地震など、自然災害に対する防災体制の強化は必須であり、災害から市民の生命や財産を守るためには、行政や防災関係機関が連携して災害時に備えるとともに、災害の未然防止や被害軽減のため防災体制の強化を図り、市民が安心して暮らせるまちづくりの構築が求められています。

なお、災害による被害を最小限にするためには、災害危機を予測し防災対策を実施することにより、発生の確立を低くし、発生しても被害等を少なくすること、いわゆる減災に努めなければなりません。

しかし、災害に係る地域の弱点を発見し、対策を講ずるとしても、行政のみで対策を講じるだけでは減災は達せられません。

そこで、最終的に自分の命を守るために、最初から行政による公助\* を待つのではなく、まず「自分の命は自分で守る。」という自助\* の精神が大切であり、さらに隣近所の地域の共助\* が大切となります。

今後は、災害に強く安全安心なまちづくりを推進するため、本市と地域住民、関係機関との連携・協働\* をどのように進めるかが課題となっています。

### 基本方針

あらゆる災害から市民の生命と財産を守るため、地域防災計画に基づき、総合的な防災体制の強化を図り、適切な対応がとれる体制を整備するとともに、自主防災\* 組織など市民の主体的な活動・組織を基礎とした地域防災力の活性化を図ります。

また、大規模災害発生に対処するため、他の自治体や民間事業者との間で応援協定を締結し、応急復旧活動に備えます。

さらに、災害に応じた避難所を設定するとともに非常用食糧や生活必需品等を計画的に備蓄し、市民と連携・協働による災害の未然防止・減災を図り、市民の安全・安心の確保に努め、災害に強いまちづくりを推進します。

## 安心して暮らせる 災害に強いまちづくり

個別施策・主要事業 [●: 重点]

【★: 新規 ●: 総合戦略 ♡: 市民提案】

### 1 総合防災体制の強化

#### 1-1 地域防災計画・水防計画・国民保護計画の適切な見直し

栃木県地域防災計画・栃木県水防計画・栃木県国民保護計画との整合性を図るとともに実情に照させながら、必要に応じ見直しを図ります。

- 小山市地域防災計画の充実
- 小山市水防計画の見直し事業
- 小山市国民保護計画の充実

★●

#### 1-2 初動体制の強化・災害対応力強化

迅速な参集による初動体制の強化及びあらゆる災害への対応力強化を図ります。

- 総合防災訓練
- 水防訓練
- 職員参集訓練

★

#### 1-3 防災情報伝達手段の改良・整備

広域的な防災情報ネットワーク\* の構築に努めます。

- 拡声器付災害情報伝達システムの改良
- M C A無線機\* の整備

★●★

#### 1-4 防災資機材の整備充実

大規模な災害の際、想定される被災者に対応しうる備蓄用品及び備蓄倉庫を計画的に整備します。

- 食糧及び生活必需品の備蓄整備
- 備蓄倉庫の整備

#### 1-5 避難所の充実強化

災害（地震・風水害）別に応じた避難所を設定し、市民が安全に避難できるよう避難所の整備充実を図ります。

- 災害（地震・風水害）別に応じた避難所設定事業

★●

### 2 地域防災力の強化

#### 2-1 自主防災\* 体制の充実

防災士の育成、自主防災の意識の高揚と災害発生時に円滑な応急活動や、避難・救援活動を実施する自主防災体制の充実を図ります。

- 自主防災会の設立・拡大強化
- 自主防災リーダー養成事業
- 自主防災会の災害対策行動マニュアルの策定事業
- 自主防災会との連絡体制の充実

●

★●

★●

#### 2-2 防災意識の啓発

市民、防災関係機関、行政が一体となった防災訓練の実施や各種啓発活動により災害対応力の向上を図ります。

- 総合防災訓練
- 水防訓練
- 防災ガイドブックの見直し・充実
- ハザードマップ\* の見直し

★●

★●

#### 2-3 防災情報の共有と災害情報の迅速な提供

ホームページなどを活用し、平時から積極的に防災情報を提供するとともに、災害時には迅速・適切な災害情報の提供を行います。

- テレビ小山L字放送\*・安全安心情報メール\*・緊急速報メールの活用
- Lアラート\* 運用の推進
- 防災・災害情報の共有・迅速な提供のための市ホームページの充実

●

●

★●

### 3 災害時応援協定の推進

#### 3-1 応急復旧活動の推進

自治体及び様々な分野の民間業者間と実効性のある応援協定を締結し、広域的確な応急復旧活動を推進するとともに、近隣市町との広域応援体制の確立を図ります。

- 災害時応援協定締結の拡大
- 近隣市町との広域応援体制の確立

★●

★●



個別施策・主要事業 [●: 重点]

【★: 新規 ●: 総合戦略 ♡: 市民提案】

## 4 防災環境の整備

### 4-1 小山市防災広場\* 整備

地域住民が、短時間で安全に避難ができる一時避難場所として、渡良瀬遊水地第2調節池堤防付近に、平常時は地域振興にも活用できる防災広場を整備します。

● 小山市防災広場整備事業



### 4-2 排水対策の強化

大規模浸水被害に対する対応力を強化するため、排水機場・調整池等の排水対策を推進するとともに、地域の安全確保のため監視体制の強化や防災広場等の整備を行います。

- 豊穂川（川西町・思水ヶ丘・御殿町・大行寺）排水強化対策事業
- 杣井木川（押切・中里・下泉）排水強化対策事業
- 国宮かんがい排水事業「栃木南部地区」の促進
- 横倉第一雨水幹線整備事業（雨ヶ谷分区）
- 羽川西浄水場浸水対策事業
- アンダーパス\* へのエア遮断機設置事業
- 城北地区排水対策事業
- 内水氾濫に対する災害対策の強化



### 4-3 避難場所の整備

マンホールトイレ\* ・災害特設公衆電話を設置し避難場所の機能充実を図ります。

○ 避難場所整備事業



総合防災訓練



水防演習



災害時応援協定締結



自主防災\* 会研修会の様子「HUG訓練」



自主防災会研修会の様子「普通救命講習」



自主防災会研修会の様子「救助資器材取扱訓練」



## 5-1-2 消防・救急

### 現状と課題

建築物の高層化や大型化、交通網の発達、各種企業の進出、高齢化社会の到来等により、火災をはじめとする各種災害から市民の生命・身体・財産を守るため、今まで以上に迅速かつ確な対応が求められています。このような情勢に対応するため、消防施設・装備を計画的に整備するとともに、消防職・団員の技能及び技術の向上を図る必要があります。

また、火災を未然に防止するため、防火啓発活動の展開により市民の防火意識の高揚を図り、地域ぐるみの防火体制の確立を推進するとともに、人命救助や救急需要の増加に伴う救急救助体制の強化を図る必要があります。

### 基本方針

各種災害に対して確実かつ迅速に対応できる消防力を強化するため、消防体制の確立及び予防体制を充実し、火災発生の未然防止と被害の軽減及び各種災害の予防を目指します。

また、家庭における防火対策や防災意識の啓発などを推進するとともに、災害時の初動対応で重要な役割を担う消防団との連携を強化し、地域の防災力の強化を図ります。

さらに、増加する救急需要に対応するため、救急救助体制の確立や市民に対する応急手当の普及啓発により、救命率の向上を目指します。

個別施策・主要事業 [●: 重点]

【★: 新規 ●: 総合戦略 !: 市民提案】

### 1 火災予防の推進

1-1 防火思想の普及啓発 : 市民及び各事業所に対して火災予防の重要性を周知し、出火防止を図ります。

○ 防火意識の高揚及び防火組織の強化促進事業

1-2 住宅用防災機器設置事業 : 住宅火災での被害を軽減するため、住宅用火災警報器及び消火器の設置を促進するとともに、住宅用火災警報器の電池切れ等への維持管理対応について広報を実施します。

○ 住宅用火災警報器及び消火器の設置促進

1-3 予防指導事業 : 査察業務の適切な執行を図るため、立入検査から是正までの管理体制を強化し、予防指導に努めます。

○ 査察執行体制の強化

○ 消防OAシステム\* による情報共有

○ 多数の者が集合する催しに対する指導

★

★

## 誰もが笑顔 “安全・安心” なまちづくり

個別施策・主要事業 [●: 重点]

【★: 新規 ●: 総合戦略 ♡: 市民提案】

### 2 総合消防力の強化

#### 2-1 消防施設等の整備及び拡充

消防施設等の適正配置及び計画的な維持管理とともに、新たに開発される資機材や車両の導入、消防水利等の整備拡充及び水害対応の強化を図ります。

- 消防車両・水害対応車両・器具整備事業
- 消防水利整備事業
- 消防防災拠点施設・水防活動拠点箇所の適正配置
- 大規模災害に対応した組織づくり

★ ●

#### 2-2 消防職員及び団員の教育育成と安全管理

伝達研修を充実させるとともに、講習機会の充実と資格取得の拡充、さらに安全及び健康を保持するため、安全衛生講習を積極的に推進します。

- 消防職員教育訓練・資格取得拡充推進事業
- 消防団員教育訓練
- 安全管理講習の推進
- 消防団員任務分担編成の確立
- 機能別消防団の確保

● ●

### 3 救急業務の高度化

#### 3-1 救急隊員の養成

救急救命士及び救急隊員の養成強化、最新の救急技術及び教育訓練の強化を図ります。

- 消防職員教育訓練・資格取得拡充推進事業
- シミュレーション\* 訓練の実施

#### 3-2 救命率の向上

あらゆる年代に対して応急手当講習を実施し、バイスタンダー\* の育成強化を図るとともに、AED\* 設置事業所を救急ステーションとして認定し拡充、更なる救命率の向上を目指します。  
また、救急要請時に傷病者にあつた適切な口頭指導の強化を図ります。

- 各種講習会の開催
- 救急ステーション認定事業
- 救急車適正利用の啓発活動
- はじめの1歩プロジェクト\*
- 通報者等に対する口頭指導の充実

★



消防団ポンプ操法



高機能消防指令センター

## 5-2-1 土地利用

### 現状と課題

本市は東京圏から60km\*の新幹線が停車する鉄道・国道がともに交差する交通の要衝であり、住宅地、商業・業務地、工業地と豊かな自然環境や田園集落が調和した県内第2位の都市として発展が続いています。

市街化区域\*においては、街なか居住や土地区画整理事業\*等の施策の効果により人口増加が図られた地区がある一方、高齢化による人口減少や商店街の衰退、空き店舗や空き家、空地が発生するなどの課題があります。

また、市街化調整区域\*においては、少子高齢化により著しく人口減少が進んでいる地区が存在し、農業就業者の減少による耕作放棄地の増加や高齢者の移動手段などが懸念されています。また、市街化区域縁辺部では、宅地開発における平地林の保全や周辺環境との調和が課題となっています。

このようなことから、将来の社会・経済状況を見据えた効率的な土地利用を図る必要があります。

### 基本方針

本市の都市づくりを進めるにあたっては、豊かな自然環境と市街地等がバランス良く適正に配置されるときともに、道路などの交通施設が適切にネットワーク\*化されていることが大切です。

このため、本市の都市計画に関する基本方針を定めた「小山市都市計画マスタープラン\*」に基づき、計画的な市街地整備のための区域区分\*や地域地区\*、地区計画\*等の諸制度の適切な運用を図るとともに、都市の健全な発展と秩序ある整備のための事業推進に努めます。

また、今後想定される人口減少社会\*を見据え、市街化区域においては都市のコンパクト化に向けた居住、都市機能等の市内中心部や生活拠点等への誘導を進めるとともに、集約化を図る地域における低・未利用地や空き家等の有効利用を進める必要があります。

なお、市街化調整区域においては、優良農地の保全と農地の集約化を図るとともに、生活サービス機能を始めとする各種機能を集約した「小さな拠点」の形成を進め、市街化区域内の各拠点とのネットワーク形成を進めます。

さらに、市街化区域縁辺部については、自然環境及び農業生産環境の保全とともに、人口減少対策と定住化促進策との整合を図りながら、効果的な土地利用と産業振興に対応した都市基盤整備を進めます。

個別施策・主要事業 [●: 重点]

【★: 新規 ●: 総合戦略 ♪: 市民提案】

### 1 計画的な土地利用の推進

- 1-1 都市計画マスタープランの推進
- 小山市都市計画マスタープランに基づく、計画的な土地利用の誘導及び都市施設等の整備を推進します。

- 都市計画マスタープランの活用
- 都市計画土地利用調整調査事業



## 「コンパクト＋ネットワーク」による 高度で暮らしやすい都市機能の実現

個別施策・主要事業【●：重点】

【★：新規 ●：総合戦略 ♪：市民提案】

### 2 地域特性を生かした計画的な土地利用の推進

- 2-1 住宅地 〃 土地区画整理事業\* の早期完了、都市基盤整備の推進、基盤未整備地区におけるまちづくりの推進、地区計画制度\* などの活用を図り、完了地区における未利用地の活用誘導に努めます。
- 思川西部土地区画整理事業 ★●
  - (仮) 粟宮新都心第一土地区画整理事業 ★●
  - 旧KDDI社宅跡地開発(民間) ★●
  - 区画整理完了地区土地利用促進事業 ★●
- 2-2 商業・業務用地 〃 JR小山駅周辺の市街地再開発事業\* 等による土地の有効・高度利用の促進、中心市街地の活性化\* を図ります。 ♪
- 駅東通り一丁目第一地区市街地整備事業 ★●
  - 城山町二丁目第一地区市街地再開発事業 ★●
  - 城山町三丁目第二地区市街地再開発事業 ★●
  - 城山町三丁目駅前地区市街地再開発事業 ★●
- 2-3 工業用地 〃 小山東部地区、大谷南部地区、小山第四工業団地西部などのほか、新4号国道沿線における新規工業団地の開発整備を進めます。
- 戦略的工業団地整備事業 ★●
  - 新4号国道沿線新規工業団地開発推進事業 ★●
- 2-4 集落地 〃 適切な生活基盤の整備、農村地域の活性化を図り、「小さな拠点」の形成に向けた検討を行います。
- 地区まちづくり推進事業 ●
- 2-5 農用地 〃 農地集積による優良農地の確保、農業の多面的機能の維持・発揮を図ります。
- 農地集積事業 ●
  - 担い手・農地総合対策事業 ●
  - 多面的機能支払交付金事業 ●
- 2-6 自然地 〃 思川などの河川や渡良瀬遊水地、平地林などの自然環境の保全、市民レクリエーション\* などの憩いの場、地域の拠点としての活用を図ります。
- 観光橋上流思川緑地整備事業 ★
  - 思川豊田緑地整備事業 ★
  - 大沼整備事業 ★
  - 渡良瀬遊水地関連振興5ヵ年計画推進検討事業 ★
  - 平地林保全推進事業

### 3 土地利用の適正化

- 3-1 開発許可制度等の適正運用 〃 都市計画法や農地法、森林法などのほか、開発許可制度・市街化調整区域\* における立地基準緩和制度\* 等の適正な運用を図ります。
- 小山市開発行為の許可基準に関する条例の活用 ●
  - 小山市地区まちづくり条例\*
- 3-2 土地取引の適正化 〃 国土利用計画法の的確な運用、地価公示制度の周知・活用を図ります。
- 土地利用に関する基礎的調査
- 3-3 一筆地調査の実施 〃 土地利用の基礎となる地籍を明確にするための地籍調査を行います。
- 地籍調査事業

## 5-2-2 地区まちづくり

### 現状と課題

本市では、地区特性や地区レベルの課題に応じ、かつ、多様化する市民ニーズ\* に的確に応えたいきめ細かなまちづくりを推進するため、2005（平成17）年4月に「小山市地区まちづくり条例\*」を施行し、「自分たちのまちは自分たちでつくる」との考えに基づき、市民と行政それぞれの責任と役割のもと、協働\* のまちづくりを推進しています。

この条例に基づくまちづくりは、地域住民が主体的に地元まちづくり組織を立ち上げ、地域の将来構想を考え、その構想の実現に向けて市民と市が協働で取り組んでいくものであり、現在では、市内各地において、まちづくり研究会やそこからステップアップしたまちづくり推進団体が組織化され、これまでに「36地区」で活動が行われています。

今後は、それぞれの組織に対応した支援のあり方、地区まちづくり構想の策定やその実現に向けた整備を進めるにあたっての地区住民の役割やルールを確立するなど、地区まちづくり活動組織への支援体制の整備と、地区住民の主体的な取り組みを促すためのモデル事業の創出と実施などの課題があります。

併せて、まちづくり活動を通じて、地域の連帯感を強化しつつ、地域住民と行政とが共通の認識をもって、持続性のあるまちづくりを進めていく必要があります。

### 基本方針

「小山市地区まちづくり条例」に基づく、市民との協働による地区のまちづくりを推進するため、地区住民を主体としたまちづくり組織の設立を促進するとともに、その活動を支援し、地区特性に応じたきめ細やかなまちづくりを推進します。

併せて、既成市街地における良好な住環境の保全や、適正な土地利用を促進するため、地区計画制度\* を有効に活用したまちづくりを推進します。



まちづくりのワークショップ\*



まちづくり構想に基づき整備された遊歩道  
「雨ヶ谷地区」

## 「地区特性を生かした 魅力ある地区まちづくりの推進」

個別施策・主要事業 [●: 重点]

【★: 新規 ●: 総合戦略 ♪: 市民提案】

### 1 計画的な都市計画の推進

- 1-1 都市計画マスタープランの活用 : 小山市都市計画マスタープラン\* に基づく、計画的な土地利用の誘導及び都市施設等の整備を推進します。

○ 都市計画マスタープランの活用

### 2 的確な都市計画制度の運用

- 2-1 区域区分\* や用途地域\* 等の適切な運用 : 市街化区域\* 及び市街化調整区域\* の区域区分や用途地域など、地域の実情などを踏まえた、きめ細やかな対応や見直し及び関係機関との調整を行います。

○ 時期に応じた適切な区域区分・用途地域の見直し

### 3 地区まちづくりの推進

- 3-1 地区まちづくりの推進 : 小山市地区まちづくり条例\* に基づき、住民主体のまちづくり組織の活動支援等、市民との協働\* による地区まちづくりを推進します。 ♪

- 地区まちづくり推進事業（雨ヶ谷地区、横倉新田地区、三峯地区、喜沢地区等） ●
- 粟宮・緑の健康づくりの森周辺地区都市再生整備事業 ●
- 渡良瀬遊水地周辺地区都市再生整備事業 ♪

- 3-2 地区計画制度\* の活用 : 地区計画制度を活用したまちづくりを推進します。

- 思川駅周辺地区まちづくり推進事業 ● ♪
- 粟宮新都心整備事業 ●
- 地区計画策定事業 ●
- 喜沢新都市整備推進調査事業 ●
- まちづくり構想策定地区における地区計画制度の導入



新小山市民病院周辺整備状況



## 5-2-3 都市・田園景観

### 現状と課題

本市は、視覚的な美しさとともに、安全性や利便性、快適性、バリアフリー\* などの基本的な都市機能を備えた景観形成の必要性と重要性を認識し、小山市景観条例\* 及び小山市景観計画\* による景観まちづくりを進めています。良好な景観を保全し、創造することは、生活に彩りを与え、活気のあるコミュニティ活動\* や新たな観光などを支える重要な都市基盤の一つと言えます。

今後、豊かな自然環境や誇れる歴史・文化などの地域財産を生かし、それぞれの地域の特色に応じた景観など、小山らしさを基本とした景観の形成、誘導を進めるとともに、市民・事業者・行政が一体となって、より魅力ある景観を形成していく必要があります。

### 基本方針

美しいふるさと小山の景観は、豊かな自然環境・誇れる歴史・文化の表れであり、そこに生活する人々の営みから醸成されるものであり、市民にとってかけがえのない共有財産でもあります。

そのため、それぞれの地域特性に応じて景観条例や地区計画制度\* を活用し、ゆとりと潤いのある魅力的で美しい景観づくりを推進し、市民が親しみや誇りを感じ、訪れた人に感動を与えるような“おやま”を目指します。

さらに、美しさが身近に感じられる快適な景観の創出に向け、市民の景観に関する意識の高揚を図るための表彰制度の実施や、個々の建築デザイン・都市デザインの高品質化を目指すとともに市民と行政が協力しあい、それぞれの役割と責任を認識し、協働\* 型の景観づくりを推進し、市民が共有する美しいふるさととして後世に引き継いでいきます。

個別施策・主要事業 [●: 重点]

【★: 新規 ●: 総合戦略 !: 市民提案】

### 1 地域の特性を生かした景観づくり

#### 1-1 景観資源の保全と活用

思川をはじめとする豊かな自然環境や田園風景、市内に点在する歴史的資産等の貴重な景観を保全するとともに、地域のアメニティ資源\* として活用していきます。

● 思川周辺有効活用事業

#### 1-2 魅力ある市街地景観形成の推進

小山駅及び祇園城通り周辺等において、地区計画制度の活用や景観計画重点地区\* の指定などを通じて、魅力ある市街地の景観づくりを推進します。

● 地区計画策定事業  
● 景観計画重点地区の指定

## 美しく潤いのある美観都市おやまをめざして

個別施策・主要事業 [●: 重点]

【★: 新規 ●: 総合戦略 !: 市民提案】

### 2 良好な景観形成に向けた規制・誘導の推進

#### 2-1 民間事業の景観誘導

小山市景観計画\* に基づき、民間の大規模建築物等の建設に関し、周辺景観と調和した良好な景観形成の誘導を図ります。

○ 大規模建築物等・開発の景観誘導

#### 2-2 空き家対策の推進

老朽化し、倒壊等の危険性のある空き家等の適正な維持管理を促進します。また、空き家バンク制度\* による空き家の有効活用により、良好な住環境の維持を図ります。

● 老朽危険空き家等対策事業  
● 空き家バンク制度

★ ★ ● !

#### 2-3 良好な屋外広告物景観の誘導

屋外広告物の掲示・掲出においては小山市屋外広告物デザインの手引きや、小山駅西口、東口周辺地区の景観重点地区ガイドライン\* の活用を図り、周辺景観と調和した良質な広告景観の誘導を図ります。

○ 小山市屋外広告物デザイン手引きの活用

#### 2-4 公共事業における先導的景観整備の推進

良好な景観を形成するため、行政が主体となる道路、建築物などの公共施設整備については、周辺景観との調和を図り地域の先導的景観づくりに配慮します。

○ 景観形成に配慮した公共施設整備

!

#### 2-5 景観形成デザインの高品質・優良化の推進

小山市景観計画に定める建築物等の形態や意匠に関する基準について、その考え方を分かりやすく指針としてまとめ、広く活用を図ります。

○ 小山市景観計画の活用

#### 2-6 緑化の推進

生垣の設置による緑化の推進を図ります。

○ 生垣設置費助成事業

### 3 市民と行政の協働\* による景観づくり

#### 3-1 市民意識を高める施策の推進

市民の景観に対する意識を高めるため、まちなみ景観に優れた空間や建築物を表彰する制度を検討するとともに、景観に関するワークショップ\* 等を行います。

● 開運のまち「おやま」景観賞の実施（3年に1度）

### 4 景観形成研究活動の推進

#### 4-1 小山市景観研究会活動の推進

小山市景観研究会による先進地視察や講演会、事例研究等により市内における景観に対する意識の向上を図り、公共建築物等の整備に役立てます。

○ 都市景観形成事業の推進

## 5-3-1 市街地整備

## 現状と課題

小山駅は、JR 4 線（宇都宮線、東北新幹線、両毛線、水戸線）が結節する交通拠点であり、通勤、通学、集客の各側面において広域に利用されています。これまで、市の将来の発展と中心市街地活性化\* のため、駅東西の歩行者動線の整備（連絡強化）と、駅へのアクセス\* 機能強化、東口交通結節機能の強化や市街地再開発事業\* の推進、さらに駅至近に位置する思川西部地区における土地区画整理事業\* 等を進めてきており、事業効果が現れ始めています。

また、既成市街地については、これまで土地区画整理事業を中心に基盤整備を進めてきており、整備中の地区を含めると市街化区域\* の約 37% が土地区画整理事業により整備されています。これに、市街地再開発事業及び地区計画\* 策定区域を加えると、市街化区域の約 46% にあたる 1,511ha においてまちづくりが進んできたこととなります。

残る未整備地区においても、生活環境を保全するため、小山市地区まちづくり条例\* の活用による新たな協働\* のまちづくりの展開や、土地区画整理事業地内での未利用地の利活用が課題となっています。

今後も中心市街地の活性化や、街なか居住推進のため、市街地再開発事業などの基盤整備の継続や既存ストックの活用、市街地の中に人を呼び戻す施策等が必要です。

## 基本方針

市街地は、活力ある都市活動を生み出す場であり、豊かな市民生活を実現するための舞台でもあります。このため、市街地においては、良好で健全な市街地環境の形成と、土地の適正かつ有効な利用促進に向けて、都市基盤整備の充実を図ります。

また、基盤整備が十分でない地区などにおいては、身近な生活環境の改善を図るため、地区計画制度等の活用や民間開発の誘導など、地区レベルのまちづくり、修復型のまちづくりを進めます。さらに、小山駅周辺を中心市街地においても都市の再生と活性化を図るとともに、景観形成や防災性の向上、環境共生\*（環境負荷の低減）、バリアフリー\* からユニバーサルデザイン\* の都市空間づくりにも配慮した、安全・快適で利便性の高い市街地の形成を図ります。さらに、市民に潤いとやすらぎをもたらす公園、緑地の整備・保全に取り組み、個性的な魅力ある地域づくりにより、まちの賑わいの創出を図ります。



個別施策・主要事業 [●: 重点]

【★: 新規 ●: 総合戦略 !: 市民提案】

### 3 新市街地開発

3-1 土地区画整理事業\* の推進 : 新規土地区画整理事業の調査・計画の推進とともに、施行中の土地区画整理事業の整備促進と事業完了を図ります。また、完了地区における未利用地の活用誘導に努めます。

- 思川西部土地区画整理事業
- 区画整理完了地区土地利用促進事業
- 小山東部第一土地区画整理事業
- (仮) 栗宮新都心第一土地区画整理事業
- 土地区画整理組合貸付拡大事業

★●  
★●  
●●  
★●

3-2 栗宮新都心整備の推進 : 栗宮地区まちづくりを核とする住宅地・産業用地等の開発ゾーンと新市民病院を核とする医療・健康介護施設展開ゾーンの整備を推進します。

- 栗宮新都心整備事業
- 栗宮・緑の健康づくりの森周辺地区都市再生整備事業
- 地区計画\* 策定事業

●●  
●●  
●●

### 4 安全で魅力ある市街地の形成

4-1 建築物防災対策の推進 : 震災建築物応急危険度判定実施体制の整備、既存建築物の耐震化を推進します。

- 小山市木造住宅耐震対策助成事業（耐震診断・耐震改修）

●

4-2 空き家対策の推進 : 老朽化し、倒壊等の危険性のある空き家等の適正な維持管理を図るよう周知します。また、空き家バンク制度\*（情報管理と情報発信）による空き家の有効活用により、良好な住環境の維持を図ります。

- 老朽危険空き家等対策事業
- 空き家バンク制度
- 空き家対策基本計画策定事業（空き家の実態調査及び利活用等）
- 空き家バンクリフォーム\* 補助金制度

★  
★●!  
★●  
★●



小山東部第二土地区画整理地内公園



犬塚地内「平成通り」

## 5-3-2 農村整備

### 現状と課題

農村部では、人口減少や生活様式の多様化が進み、地域のコミュニティ\* や活力の維持が難しくなるなかで、快適で潤いのある生活環境の整備が求められており、豊かな自然・田園環境との調和を図りながら、地域の特性を生かした快適で便利、安全で住みよい生活環境の整備と集落の活性化を推進する必要があります。

また、農業基盤整備等が行われた優良農地を保全するとともに、未整備の農用地については、基盤整備を実施することにより、農地の集約化や大区画化を図る必要があります。

### 基本方針

農村における安全・安心で快適な生活環境の確保、新たな農村居住と定住化を推進するため、暮らしを支える農村集落内及び地域間の道路の整備や、農業集落排水\* 施設の整備を図ります。

また、農村集落の集落機能や農地・農業用水などの地域資源を守っていくため、日本型直接支払制度（多面的機能支払制度）\* を推進し、地域資源の維持・発揮を図り、農業構造改革を後押ししていきます。

さらに、未整備の農用地が依然存在し、基盤整備の必要性があるため、各地域の要望に基づいた整備事業を実施することにより、生産性を高め競争力のある農業を実現していきます。



植栽活動「東生井地区」



ほ場整備「佐川南地区」

## 豊かで住みよい農村生活環境の実現に向けて

個別施策・主要事業 [●: 重点]

【★: 新規 ●: 総合戦略 ♪: 市民提案】

### 1 農業集落への居住推進

- 1-1 適正な土地利用の誘導 : 優良農地の確保、地域の实情に応じた適正な開発誘導を図ります。基盤整備により創設される非農用地の有効利用を図ります。

● 経営体育成基盤整備事業

- 1-2 定住化促進によるコミュニティ\* 活性化 : 立地基準緩和制度\* の活用、定住化促進施策により、人口減少に歯止めをかけ、地域コミュニティ活動\* の活性化を図ります。また、空き家バンク制度\*（情報管理と情報発信）や未利用地の有効活用、家庭菜園付き住宅など田園環境を生かした定住を促進します。

● 思川駅周辺地区まちづくり推進事業  
● 空き家バンク制度

★ ● ♪

### 2 総合的で一体的な生活環境の整備

- 2-1 地域交通環境の充実 : 広域的な交流連携や地域の振興・利便性の向上、さらに地域の生活道路・農道の整備を実施し、コミュニティバス\* の活用を図ります。

● 農道整備事業

- 2-2 生活環境の整備 : 生活環境の改善を図るため、排水の整備を実施します。

● 国営かんがい排水事業「栃木南部地区」の促進  
● 豊穂川、小山排水路、立木排水路における内水排除のための排水機場、調整池等の設置  
○ 農業集落排水\* 整備事業

★ ● ♪

### 3 地区まちづくりの推進

- 3-1 地区まちづくり条例の推進 : 小山市地区まちづくり条例\* に基づき、地区の实情や課題に応じて、住民主体のまちづくり組織の活動支援等、市民と協働\* による地区まちづくりを推進します。

● 地区まちづくり推進事業

● ♪

- 3-2 農業の有する多面的機能の発揮 : 国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な風景の形成、文化の伝承など、地域の共同活動等支援することにより、農地の多面的機能の発揮を促進します。

● 多面的機能支払交付金事業

●

- 3-3 緑の保全・緑化推進 : 平地林や社寺林などの貴重な緑の保全を図ります。

● 生垣設置費助成事業  
○ 平地林保全推進事業  
○ 小山の元気な里山づくり事業

### 4 農村の振興

- 4-1 地域資源の活用 : 公共施設や史跡等の歴史・文化的資産、自然環境など、地域資源を活用した散策ルートの整備やネットワーク\* 化を図ります。

○ まち歩き推進整備事業



### 5-3-3 道路

#### 現状と課題

本市における道路の状況は、首都圏と東北地方を結ぶ南北交通軸の国道4号、新4号国道と、北関東3県を連携する東西交通軸の国道50号が交差しており、それらの国道を骨格として周辺都市間を結ぶ主要地方道や県道が配置されています。しかし、国道4号や国道50号は交通量が多く混雑している上、他市町間の連絡道路も整備が不十分であり、市民に身近な市道においても依然として車両のすれ違いに支障のある狭い道路が存在しています。市民からは、地域間の連絡道路の整備や身近な道路の整備による利便性の向上、安全な通学路の整備等が望まれており、安全のため、老朽化した橋に対する整備も進めていく必要があります。

#### 基本方針

幹線道路から生活道路まで長期的視野にたった「小山市総合都市交通計画\*」に基づき、都市基盤の充実や工業開発等の土地利用を十分考慮した上で、計画的・効率的な道路整備を推進します。施策実施にあたっては、計画構想段階から市民の意見を十分反映させるとともに、「道路ネットワーク\*」の充実「暮らしを支える生活道路整備」「安全で快適な道路整備」の各施策のもと、都市間交流・連携の強化、工業団地アクセス\* 道路の整備、地域の利便性や防災性の向上、安全で快適な歩行者空間を確保するためのユニバーサルデザイン\* を導入し、生活環境の向上を図ります。

また、市民との協働\* による道路環境づくりのため、「道路の里親\*」「緑とあかりの里親\*」「桜の里親\*」制度への参画をし、道路に対する愛護意識の高揚を図ります。

さらに、橋梁は、予防的な修繕と計画的な架け替えを実施することで、長寿命化及びコスト\* 縮減に努めます。

個別施策・主要事業【●：重点】

【★：新規 ●：総合戦略 ♪：市民提案】

#### 1 道路網整備の体系化

- 1-1 総合的道路体系の確立 …… 地域特性と長期的視野に立ち、広域性を有する総合的な都市交通体系を踏まえた道路網の確立を図ります。

○ 総合的な都市交通体系に基づいた道路整備計画の検討

- 1-2 周辺市町間道路整備計画の確立 …… 市町間の交流・連携の強化やアクセスの向上を図るため周辺市町間連絡道路整備促進協議会での策定を進めます。

● 各市町間道路整備促進協議会の開催（栃木市、下野市、野木町、結城市）及び周辺市町間道路整備の促進 ●

○ 路線の選定や整備方法の検討

第5章 災害に強く 快適で住みよい 夢を支えるまちづくり【生活基盤】

● 市民生活を支える 人にやさしい “道” づくり

個別施策・主要事業 [●: 重点]

【★: 新規 ●: 総合戦略 !: 市民提案】

2 幹線道路のネットワーク\* の確立

2-1 主要な幹線道路の整備  
(国道・県道)

広域的な交流連携や地域の振興、利便性の向上、地域産業の活性化や誘致等に資する高速道路へのアクセス\* 道路及び幹線道路の整備促進を要望していきます。

○ 幹線道路（国道・県道）の整備促進要望

2-2 幹線道路の整備

主要幹線道路へのアクセス強化、産業拠点、観光資源、公共施設へのアクセス向上のため、幹線道路の体系的な整備を図ります。

- 幹線道路（市道）整備事業
- 小山外環状線道路整備推進事業
- 都市計画道路3・4・7小山野木線整備事業
- 都市計画道路3・4・101城東線道路改良工事
- 小山下野線西通り道路整備事業

3 生活道路の整備

3-1 一般道路の整備

日常生活の安全性、利便性及び快適性の向上を図り、道路機能と生活環境の改善に寄与する生活道路の整備を図ります。

- 一般市道改良事業
- 通学路整備事業

3-2 狭あい\* 道路の整備

車両のすれ違いや消火活動にも不便をきたす狭あいな道路について、地元住民の理解と協力により4m以上の道路幅員の確保及び整備を図ります。

○ 日常生活を支える道路整備

4 安全で快適な道路整備の促進

4-1 道路安全施設の強化

安全で円滑な交通を確保するため、道路構造物や交通安全施設などの強化を図ります。

○ 交通安全施設整備事業

4-2 歩行者・自転車空間の整備

歩行者・自転車の安全な通行を確保するため、道路・交通状況に応じた整備を図ります。

- 交通バリアフリー\* 化推進事業
- 小山市自転車道整備推進事業

5 道路機能の保全

5-1 計画的な維持補修の促進

「路面性状調査\*」を実施し、今後の維持修繕計画を策定して舗装の計画的な維持補修に努めます。

○ 市道修繕事業

5-2 橋梁の長寿命化対策による予防保全的管理の促進

橋梁の長寿命化修繕計画を策定し、修繕により長寿命化を図り、予防保全的管理を推進します。

○ 橋梁長寿命化修繕事業

5-3 市民との協働\* による道路環境づくりの促進

「道路の里親\*」「緑とあかりの里親\*」「桜の里親\*」制度への市民の参画を推進します。また、道路の緑地帯や街灯を生かした魅力的な道路環境づくりに努めます。

- 道路愛護推進事業
- 桜の里親づくり事業
- 緑とあかりの里親づくり事業

分野別計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

## 5-3-4 交通体系

### 現状と課題

小山駅は、JR 4線が結節する交通の拠点であり、通勤、通学に限らず、様々な目的で小山に来る人、他の場所に行く人などに利用されています。一方、本市は、自家用車の保有率が全国でもトップクラスにあり、日常生活の移動手段として欠かせないものとなっています。

また、市内の公共交通の主体はコミュニティバス\* であり、県内でも有数のコミュニティバス路線網を形成しており、利用者は約57万人〔2014（平成26）年度〕となっています。路線型バスと予約制区域運行のデマンドバス\* を運行することで、実質的な交通空白地域の解消を図っています。

今後は、超高齢社会\* の到来に伴い、交通弱者の増加が見込まれるとともに、公共施設の移転による変更や地域からの要望に柔軟に対応した、安全・安心に暮らし続けることができる公共交通環境の充実が求められています。

### 基本方針

JR小山駅周辺地区においては、小山駅中央自由通路（さくら道）開通により駅東西の連携強化を進めており、今後とも、小山駅を交通拠点とした栃木県の南都\* にふさわしい中心市街地の活性化\* を推進します。

また、本市の公共交通を取り巻く背景や、これまでの取り組みの経緯等を踏まえ、地域で安心・安全に暮らし続けることができる公共交通環境の確保のために、市民生活を支え、かつ市民・企業・市が協働\* で支える公共交通体系とコミュニティバスの推進を目指します。

さらに、市内の商業、観光、産業等と連携しながら地域の活性化に寄与し、環境都市おやま\* の実現の一翼を担う公共交通を目指すとともに、貴重な既存ストックである高岳引込線を有効に活用していくことで公共交通の更なる充実を図ります。



城東中久喜線



間々田線

第5章 災害に強く 快適で住みよい 夢を支えるまちづくり【生活基盤】

● 快適な市民生活と持続的発展を支える総合的な交通体系の確立 ●

個別施策・主要事業 [●: 重点]

【★: 新規 ●: 総合戦略 !: 市民提案】

1 総合交通体系の構築

1-1 体系的な幹線道路網の整備 : 広域及び周辺都市とのアクセス\* 向上、市内の円滑な道路網体系の整備を推進します。

○ 小山市まちづくり総合交通戦略の推進

2 公共交通機関の整備・充実

2-1 鉄道交通の増強・サービスの向上促進 : 東北新幹線・宇都宮線の輸送力増強や両毛線の複線化を図るとともに、水戸線を含めた利便性の向上を要望していきます。

○ 東北新幹線小山駅停車増便に係る要望活動  
○ 両毛線整備促進に係る要望活動

2-2 コミュニティバス\* の運行 : 市街地路線バスの運行による市民の移動の利便性向上や道路交通環境の改善、地域デマンドバス\* 運行による交通不便地域や高齢者等の交通弱者への対応など、地域交通環境の充実と総合的交通ネットワーク\* の改善を図ります。

● コミュニティバス事業  
○ コミュニティバス運行の整備推進

2-3 新交通システム\* の検討 : 小山駅から、(株)東光高岳までの専用線（高岳引込線）が敷設されていることから、これを有効活用し、公共交通の充実と人と企業を呼び込む一つの核とするため、新交通システム（LRT\*）の導入検討を進めます。

○ 新交通システム（LRT等を含む）導入検討事業

2-4 パーク・サイクル&バスライド\* の整備 : 拠点停留所等を整備し、コミュニティバスを利用することにより、地球温暖化\* や渋滞、交通事故などの軽減を図ります。

○ パーク・サイクル&バスライドの整備

3 交通結節点機能の充実

3-1 小山駅の交通結節点機能の充実 : 交通結節点として円滑な動線処理と利便性の向上を図ります。

○ 駅前広場等の改善・整備

3-2 地域の交通拠点の整備検討 : 鉄道の新駅やコミュニティバス等公共交通の停留所とあわせた、地域の交通拠点の整備を検討します。

○ 地域交通拠点の整備検討

4 ひとや環境にやさしい交通環境の整備

4-1 交通バリアフリー\* 化の推進 : 駅及び周辺街路における段差解消等のバリアフリー整備による人にやさしい快適な歩行者空間の整備を推進します。

● 交通バリアフリー化推進事業

4-2 交通環境への負荷の低減 : 多様な交通手段・自転車の利活用を図るとともに、低公害車の導入を促進します。

● 小山市自転車道整備推進事業

分野別計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

### 5-3-5 駐車場・駐輪場

#### 現状と課題

本市では、駅利用者等の利便性の向上、交通渋滞の緩和、景観の確保等のために公共駐車場及び駐輪場を設置しています。駐車場については、民間駐車場が増加していることから公共駐車場の利用者は減少していますが、駅利用者や駅周辺の商業施設などを利用する短時間駐車をされる方等のために、公共駐車場を2箇所を設置・運営しています。

また、公共駐輪場は駅を利用し通勤・通学している方の利便性の向上を図るとともに、駅周辺の景観を確保するために、市内7箇所を設置・運営しています。

#### 基本方針

公共駐車場・駐輪場を有効活用し、適正な維持管理を行い、安全・安心かつ快適に利用できるようサービスの向上を図ります。

施設の維持・管理については、ゲート設置や電磁ロック式一時利用駐輪ラックを整備し、安全性の確保を行うとともに、指定管理者制度\* を活用してサービスの向上を図ることで、経費削減を図りながら、安心して利用できるよう適正な管理を行います。

また、駅周辺及び駐輪場内の放置自転車については、定期的に撤去し歩行者の安全を確保するとともに、環境美化に努めます。駐車場については、駅周辺に民間の駐車場が数多く設置されていることから、市営駐車場は駅利用者や駅周辺の商業施設等の短時間利用者を主な対象として設置・運営します。



小山駅東公共駐輪場



放置自転車撤去作業

## ◀ 快適・安全・便利な交通環境をめざして ▶

個別施策・主要事業 [●: 重点]

【★: 新規 ●: 総合戦略 !: 市民提案】

### 1 公共駐車場・駐輪場の維持管理

- 1-1 公共駐車場・駐輪場の維持管理の充実 …… 指定管理者制度\* に基づき維持管理を指定管理者に委託します。

○ 公共駐車場・駐輪場の管理事業

### 2 公共駐車場・駐輪場の利用促進

- 2-1 公共駐車場・駐輪場の利用促進・PR …… 公共駐車場・駐輪場の利用促進を図るため、啓発活動等を実施します。 !

● 公共駐車場・駐輪場の利用促進 !

### 3 放置自転車等防止対策

- 3-1 放置自転車防止対策の推進 …… 駅周辺及び公共駐輪場内の放置自転車の撤去を実施します。

○ 放置自転車対策事業

## 5-4-1 住宅

### 現状と課題

住宅は、生活の基盤となるものであるとともに地域のコミュニティ\* を構成する基礎的な要素であることから、耐震性など住宅性能に対する不安等を解消し、将来にわたって安全・安心にかつ快適・便利に暮らし続けられる住宅・住環境づくりが必要です。

また、少子高齢化等の影響により空き家が増加傾向にあり、市内に点在する空き家対策が課題となっています。

さらに、市営住宅については、既存ストックの適正な予防保全による長寿命化を図るとともに、バリアフリー\* 化を推進し、高齢者・障がい者など社会的弱者に配慮した住宅の供給を進める必要があります。

### 基本方針

市民の安全・安心で快適な住宅・住環境を確保するため、住宅の機能性向上を図るとともに、人と環境にやさしい住まいづくりを推進し、健康で文化的な生活を営むためのセーフティネット\* の確保及び居住水準の向上による良質な住宅ストック\* の形成を図ります。

また、定住人口の増加を目指した施策を推進し、中心市街地の活性化\* と空き家の有効活用を図ることで、市外からの移住を促進します。事業の実施にあたっては、住宅・住環境づくりへの関心を高めるための広報・普及啓発活動を図るとともに、各種支援制度の構築などに努めながら、誰もが快適・安心に暮らせる、笑顔あふれる住宅・住環境づくりを推進します。



竹の台市営住宅



良好な住宅地

# だれでも笑顔で快適に暮らす 未来のまち

個別施策・主要事業 [●: 重点]

[★: 新規 ●: 総合戦略 !: 市民提案]

## 1 安全・安心で良質な住宅ストック\* の形成

### 1-1 耐震化に対する支援

木造住宅の耐震診断助成制度による耐震診断・耐震改修の費用助成、技術的支援により、市民が安全・安心に小山市に暮らし続けられる住宅性能の向上を図ります。

- 小山市木造住宅耐震対策助成事業（耐震診断・耐震改修）

### 1-2 人と環境にやさしい住まいづくりの推進

地球環境への負荷軽減を目指し、環境に配慮した住宅建設、改修等を促進するとともに、機器の導入を促進し、クリーンな暮らしの実現を図ります。

- 住宅用新エネルギー\* 機器等設置費補助事業

### 1-3 市営住宅の管理と施設の適正な予防保全

住宅セーフティネット\* の構築を目指し、長寿命化計画に基づいた施設の適切な予防保全を図ります。また、維持管理計画に基づき、バリアフリー\* 化等適切な改修・改善を進めます。

- 市営住宅長寿命化推進事業
- 市営住宅高齢者対応改修事業

## 2 住み続けたいと思う住宅・住環境づくり

### 2-1 魅力ある住宅・住環境の創出

市民の多様なライフスタイル\* に対応した優良な賃貸住宅を確保し優良な住宅ストックの形成を図ります。

- 地域優良賃貸住宅の確保に係る支援
- 一般社団法人 移住・住みかえ支援機構が実施している「マイホーム借上げ制度」に係る支援

## 3 定住人口増を目指した住宅・住環境づくり

### 3-1 街なか居住等の推進

街なかに優良な共同住宅を確保することにより、賑わいの源である定住人口を増加させることで、中心市街地の活性化\* を促進し、街なか居住の推進を図ります。また、子育て世帯等、市外からの転入に伴う住宅取得を支援します。

- 街なか居住推進のための支援策
- 転入勤労者等住宅取得支援補助金交付事業
- 区画整理完了地区土地利用促進事業
- 子育て世帯住宅支援制度検討事業

### 3-2 小山暮らしのPR

移住希望者に対する住まいに関する情報提供や仕組みづくりの推進により、定住人口増を目指します。

- 空き家バンク制度\*
- 空き家対策基本計画策定事業（空き家の実態調査及び活用等）
- 空き家バンクリフォーム\* 補助金制度

## 4 協働\* と連携で進める住宅・住環境づくり

### 4-1 住まいに関する情報提供・住環境づくりの広報活動による啓発

住宅改修等に関する相談窓口の設置や高齢者・障がい者対応住宅改造指針等の住まいに関する情報提供、耐震診断・改修の必要性や各種支援制度の周知・PRにより、市民の住宅・住環境づくりに対する意識啓発を図ります。

- 木造住宅簡易耐震診断推進事業（耐震診断・耐震改修・リフォーム相談窓口の設置）
- 木造住宅耐震化促進事業（パンフレットの作成・配布、広報紙・市ホームページ等を活用した周知・PR）

分野別計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章



## 5-4-2 上水道

### 現状と課題

本市水道事業は、1959（昭和34）年の創設から50年以上が経過し、社会基盤を支えるライフライン\* として欠かせないものとなった一方で、基幹となる施設が一斉に更新時期を迎えています。

今後増加する老朽化対策などと併せ、本市水道事業を効率的かつ安定的に継続させるため、安全な水の供給を確保し、強靱な水道システムの構築により危機管理への対応を徹底し、水道サービスの持続を図っていく必要があります。

### 基本方針

本市水道事業においては、「小山市水道ビジョン」に基づき、安全な水道水の供給を図るため、水質の安全確保、低水圧地域の解消、配水池容量の確保、市内南部における配水拠点の確保を行います。

また、ライフラインとして強靱な水道を実現するため、水道施設の老朽化への対応及び管路の耐震化を行うとともに、大雨による浸水被害を受けた羽川西浄水場の対応力を強化する対策を実施します。

さらに、水道サービスを持続させるため、建設資金や専門技術者の確保とともに、利益の確保及びコスト\* の削減など、経営の効率化・健全化を推進します。



羽川西浄水場



羽川西浄水場  
「水質連続自動測定器」

# 安全で安心な おいしい小山の水道水の安定供給をめざして

個別施策・主要事業 [●: 重点]

【★: 新規 ●: 総合戦略 ♪: 市民提案】

## 1 安全な水の供給 (安全)

1-1 安全・安心でおいしい水の供給 : 安全・安心でおいしい水を供給するため、水質管理の強化を図ります。 ♪

- 浄水過程での水質管理・検査体制の強化
- 配水管未での水質検査の充実

1-2 新設配水池の推進 : 市内南部エリアに新設配水池を設け、低水圧地域の改善、配水池容量不足への対応、施設の分散化により安定供給を図ります。

- 新設配水池整備事業

1-3 配水管拡張事業 : 給水区域の上水道未整備地区に配水管を整備し、市民に安全で安定した水道水を供給するとともに管路のループ化及び増径管整備により低水圧地区の解消を図ります。

- 配水管拡張事業

## 2 危機管理への対応 (強靱)

2-1 老朽配水管更新・耐震化の推進 : 老朽配水管の更新と併せて配水管の耐震化と長寿命化等の機能向上により、災害に強い強靱な水道施設の構築を図ります。

- 老朽配水管更新事業

2-2 浄水施設の災害対策強化 : 大雨による浸水被害を受けた羽川西浄水場の浸水対策を行い、危機管理への対応を図ります。

- 羽川西浄水場浸水対策事業

★ ●

## 3 水道サービスの持続 (持続)

3-1 企業の安定運営の持続 : 長期的な財政計画の策定・見直し、及び民間活用の拡大により、経営基盤の強化と経営の効率化・健全化を推進します。

- アセットマネジメント計画\*、長期財政計画の策定
- 民間活用の拡大

★



喜沢取水塔



鶉島浄水場

### 5-4-3 下水道

#### 現状と課題

下水道\* は、快適な生活環境の実現と河川等の公共用水域の水質を保全するため、主に市街地は公共下水道\* 事業、農村集落は農業集落排水\* 事業、その他の地域は浄化槽\* 設置補助事業により整備を推進しています。

汚水は、公共下水道が2014（平成26）年度末時点普及率約61.8%、農業集落排水事業が2014（平成26）年度末時点普及率約8.5%（処理区域内人口に対する割合）、浄化槽についても合併処理浄化槽への切り替えや普及を図っています。

雨水は、市街地における大雨時の浸水対策整備を重点的に進めています。

今後は、処理場や管路施設、浄化槽の老朽化や面整備に伴う適正な新設・更新・維持管理を進めるとともに、発生汚泥の安定処分と資源化を積極的に推進する必要があります。

#### 基本方針

「小山市生活排水処理計画\*」に基づき、経済・社会及び地域の実状に応じて、公共下水道・農業集落排水施設の整備を計画的かつ効率的に行うとともに、合併処理浄化槽\* の設置普及を図ります。

また、各事業で発生する汚泥については、安定処分と循環型社会\* に対応するため資源化や堆肥化などの有効利用を推進します。



小山水処理センター



農業集落排水事業  
「豊田北東部地区処理施設」

## ● 衛生的で快適 安全・安心な生活環境づくり

個別施策・主要事業 [●: 重点]

【★: 新規 ●: 総合戦略 !: 市民提案】

### 1 汚水の排除

- 1-1 汚水管渠の整備 : 計画的な市街化区域\* の整備、まちづくり事業の進捗に合わせた汚水管渠の整備を推進します。 !

● 汚水管渠整備事業（扶桑、小山、思川処理区） !

- 1-2 水洗化の促進 : 公共下水道\* 事業の健全経営を目指し、水洗化率向上のための普及啓発を行います。

○ 公共樹設置事業

### 2 公共用水域の水質保全

- 2-1 処理場施設の更新・増設 : 処理場施設の老朽化等に伴う施設の更新、及び処理区域の拡大に伴う増設を行います。

● 小山・扶桑水処理センター改築事業

### 3 雨水の排除

- 3-1 雨水管渠の整備 : 近年の「ゲリラ豪雨\*」などの大雨時の浸水被害解消のため、既存の水路等を最大限に活用した雨水管渠の整備を進めます。

● 横倉第一雨水幹線整備事業（雨ヶ谷分区） ★ ●

### 4 農業振興地域への対応

- 4-1 農業農村環境の整備 : 農業振興地域における農村生活環境の改善及び農業用水の水質保全を図るため、農業集落排水\* 事業を進めます。

● 農業集落排水事業

### 5 浄化槽\* の設置普及

- 5-1 浄化槽の設置普及 : 公共下水道事業及び農業集落排水事業の整備区域外において、衛生・生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図るため、浄化槽の設置普及に努めます。

● 浄化槽設置整備事業

- 5-2 合併処理浄化槽\* への切り替え推進 : 公共用水域の水質保全を図るため、環境負荷の大きい既設単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えを推進します。

○ 浄化槽設置整備事業における既設単独処理浄化槽撤去費用の補助上乘せ

### 6 循環型社会\* への対応

- 6-1 資源化の推進 : 循環型社会に対応するため、発生する汚泥の建設資材化及び堆肥化等を推進します。

○ 下水処理場で発生する汚泥の建設資材化、農集排、浄化槽で発生する汚泥の堆肥化

### 7 下水道\* サービスの効率化の推進

- 7-1 下水道事業の効率的運営 : 地方公営企業法の適用を受け、長期的な財政計画の策定・見直しを行い、経営基盤の強化と経営の効率化・健全化を推進します。

○ 地方公営企業法適用事業 ★  
○ 下水道長寿命化支援事業 ●

## 5-4-4 墓地

### 現状と課題

本市では、将来の墓地不足を解消し、低廉な公共墓地を長期的、安定的に供給するために、墓園やすらぎの森を1995（平成7）年度に開園し、墓地需要に対応しています。

その一方で、ライフスタイル\* や価値観の多様化、核家族化や少子化などの家庭環境の変化による墓地継承者の減少などの社会状況の変化に伴い、お墓に対する考え方も変化してきていることから、新たな墓地需要に対応していく必要があります。

### 基本方針

「小山市墓園やすらぎの森墓域基本計画\*」に基づき、2022（平成34）年度までに3,922基を16墓所区に分け整備を進めます。

また、新たな市民の墓地需要に対応するため、2011（平成23）年度から合葬式墓地\* の供給を開始しており、墓園施設の適切な維持管理に努めます。

さらに、市内に多数ある共同墓地を点検し、将来に向けた墓地行政の見直しを図ります。



小山市墓園やすらぎの森「管理棟」



小山市墓園やすらぎの森「墓所」

## 「緑豊かで 自然とふれあいのあるやすらぎの森づくり」

個別施策・主要事業【●：重点】

【★：新規 ●：総合戦略 ♪：市民提案】

### 1 小山市墓園やすらぎの森整備事業の推進

- 1-1 事業推進計画の確立 基本計画・年次計画に基づき、今後の墓地需要に見合った墓地の計画的整備を図ります。

● 小山市墓園やすらぎの森整備事業

- 1-2 墓域等整備事業の推進 市民の墓地に対する意識・要望等の的確な把握に努め、計画的・効率的な市営墓地の造成・整備を進めます。

● 小山市墓園やすらぎの森整備事業

- 1-3 維持管理の充実 やすらぎの森において、墓参と同時に自然とのふれあいや散策、休憩ができる良好な環境を保持するため、適正な維持を図ります。

○ 使用料管理料収納システム構築

### 2 共同墓地の指導

- 2-1 共同墓地の適正運営の指導 共同墓地の適正な管理運営のため、墓地管理者に対する指導を行います。

○ 共同墓地に関する指導指針の運用

- 2-2 共同墓地の台帳整理 墓地管理を明確にするため、墓地台帳を整備し、使用状況の把握を進めます。

○ 共同墓地台帳整備事業



小山市墓園やすらぎの森「合葬式墓地\*」



小山市墓園やすらぎの森「第16墓所区造成工事」